令和7年度 事 業 計 画 書

公益財団法人 東京都環境公社 令和7年3月

目 次

《事業計画書》

I		事業運営方針	3
Π		事業計画	6
	1	地球温暖化防止活動の支援等に関する事業	6
	2	資源の循環利用及び廃棄物の適正処理の支援等に関する事業	32
	3	生物多様性の保全等に係る支援等に関する事業	40
	4	大気、水質等環境の改善に係る支援等に関する事業	43
	5	環境に係る調査研究・技術開発等に関する事業	44
	6	環境に係る広報、普及啓発及び支援等に関する事業	46
	7	公益目的事業の推進に資する事業	48
Ш		予算概要	49
	1	事業別収支の概要	49
	2	正味財産増減の概要	50
IV		公社の機関	51
	1	組織図	52
	2	職員数	53
<	参	:考> 公社の事業所等	54

I 事業運営方針

世界は今、気候変動、生物多様性の損失、汚染という3つの危機に直面している。特に「気候危機」とも言われる気候変動は深刻さを増し、環境課題への対応は一刻の猶予も許されない状況を迎えている。

東京都は、2050年ゼロエミッション東京の実現に向けて、2035年における温室効果ガスの排出量に係る新たな目標を設定するほか、100年先を見据えた緑のプロジェクト「東京グリーンビズ」を推進するなど、「成長」と「成熟」が両立した持続可能な都市への発展に向けた取組を加速させるとともに、組織や分野を超えたDX、「政策DX」を構造改革の柱に据え、課題解決のスピードアップや業務の効率化を図っている。

こうした社会や都の動向を踏まえ、公社の令和7年度事業運営は、環境分野のフロントランナーとしてこれまで培った現場力・専門性を発揮し、カーボンニュートラルやネイチャーポジティブ、サーキュラーエコノミーなど、都環境施策の目標達成に資する事業を着実に実施するとともに、それらの効果と効率性を最大限高めるべく、DXと戦略的広報を強力に推進し、社会の持続的な成長に繋げていく。

エネルギー分野においては、再生可能エネルギーの基幹エネルギー化や水素エネルギーの社会実装の加速などに資する支援策や普及啓発を展開するとともに、デジタル技術の活用により、都民・事業者へのQOSを高め、脱炭素行動の実践に繋げていく。

資源循環分野においては、プラスチック・食品ロス削減に係る支援を拡充することで、サーキュラーエコノミーへの移行に取り組む事業者・団体等の拡大を図っていく。また、 廃棄物の適正処理においては、先端技術を効果的に活用し、都民生活を支える事業を安定的に実施する。

自然環境分野においては、東京都の生物多様性の保全に向けて、企業・団体と連携し、 保全地域における取組を強化するとともに、生物多様性に係る普及啓発を新たに開始し、 広く都民の行動変容を後押ししていく。また、水・大気環境分野においては、大気や水 質の改善に寄与する助成事業を継続して実施する。

調査研究分野においては、脱炭素や生物多様性の保全など都の施策展開に資する調査 研究のほか、環境科学研究所の機能強化に向けた取組を推進する。

さらには、これらの取組の実効性を高めるため、DXと戦略的広報の推進に必要となる人材の育成や組織の強化などに全社を挙げて取り組み、社会の持続的な成長に貢献していく。

【主な取組事項】

(1) 地球温暖化防止活動の支援等に関する事業

再生可能エネルギーの導入拡大や次世代技術の開発・社会実装等を後押しする助成事業を拡充して実施するとともに、デジタルを活用したBPRの推進により、事業の利便性を高め、都民・事業者の利用促進に繋げていく。また、断熱対策や省エネルギー対策など、家庭での脱炭素を促進する支援策と気運醸成に向けた普及広報を実施する。

水素エネルギーの普及拡大に向けては、グリーン水素の社会実装に向けた事業を新たに開始するほか、水素情報館「東京スイソミル」において、都の施策や民間企業の取組事例など、水素エネルギーの社会実装における最新動向に関する情報発信を強化し、都民・事業者等の理解促進に繋げていく。

(2) 資源の循環利用及び廃棄物の適正処理の支援等に関する事業

サーキュラーエコノミーへの移行に向けて、外食産業における食品ロス削減対策に係る支援 等を新たに開始する。また、3Rアドバイス事業においては、オンライン相談の実施や自己診 断ツールの作成など、ICTを活用したアドバイスにより事業者の行動変容を支援していく。

(3) 生物多様性の保全等に係る支援等に関する事業

生物多様性に係る情報を集約する総合ポータルサイトの構築・運営や、多様な自然を知る参加型プログラム「Tokyo Nature Class」の運営など、生物多様性の保全に資する事業を新たに開始する。また、民間企業における保全活動のニーズの高まりを踏まえ、東京グリーンシップ・アクションを拡充して実施する。

都による保全地域の指定の加速に向けて、緑地等が提供する効果の見える化に係る調査研究 を環境科学研究所と連携して実施する。

(4) 大気、水質等環境の改善に係る支援等に関する事業

水環境の改善に向けて、PFOSを含有しない泡消火薬剤への交換を促す助成事業を拡充して実施する。

(5) 環境に係る調査研究・技術開発等に関する事業

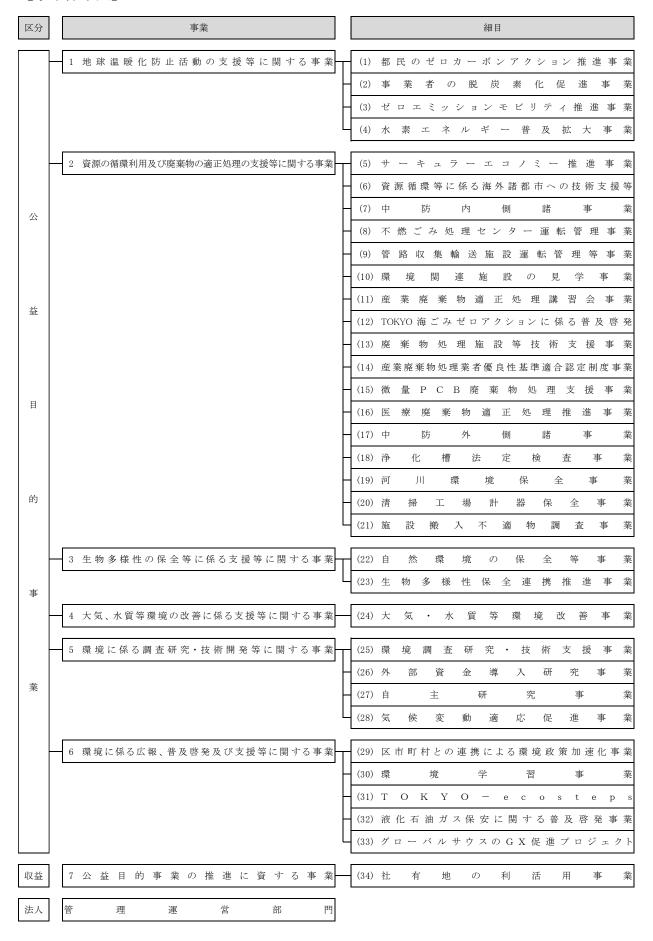
脱炭素化に向けた中小規模事業所対策やバイオマス系資源の循環利用に係る調査研究等を実施する。

また、気候変動適応の取組の一環として、令和7年9月に開催される東京2025世界陸上 競技選手権大会のマラソン競技において、観客の熱中症予防に資する沿道の暑さ対策を実施する。

(6) 環境に係る広報、普及啓発及び支援等に関する事業

都民の多様な環境配慮行動を後押しする「TOKYO-ecosteps」において、都内 自治体と連携し、環境イベント等の情報発信を充実させるとともに、利用者の声をもとに機能・ コンテンツを改良するなど、戦略的な広報を推し進めていく。

【事業体系図】



Ⅱ 事業計画

1 地球温暖化防止活動の支援等に関する事業

- (1) 都民のゼロカーボンアクション推進事業
 - ① 家庭へのHTTアクション促進事業(東京都補助事業) 家庭に対してHTT(電力を⑪へらす、①つくる、①ためる)の取組の理解促進を図るため、動画の作成やイベント出展など幅広い機会を捉えてPRし、行動変容及びその定着を図る。
 - ② 太陽エネルギー普及促進事業(東京都補助事業) 都内における太陽エネルギー利用機器の導入拡大を目的として、セミナーやイベントの開催等を行う。

また、太陽光発電等に関する多様な相談に応じるとともに、各建物がどの程度太陽光発電や太陽熱利用システムに適しているかが一目で分かるWebマップ「東京ソーラー屋根台帳」を運営する。

年間計画 セミナー等の開催 1回 イベント出展 6回

- ③ 既存住宅断熱改修普及啓発事業【新規】(東京都補助事業) 既存住宅の断熱改修の推進を図るため、東京の多様な住居特性を踏まえ、健康や経済性 等のメリットを住まい手に合わせた切り口で発信するキャンペーンを実施する。
- ④ 建築物環境報告書制度等に係る総合相談窓口の設置・運営業務(委託元 東京都) 建築物環境報告書制度や家庭向けの省エネ・再エネ支援制度等について、都民・事業者の 理解促進と安定的な制度運用に繋げるため、当制度についての相談を受け付ける電話相談窓 口を運営する。
- ⑤ 建築物環境報告書制度に係る普及啓発事業(東京都補助事業) 建築物環境報告書制度に係る都民・事業者の理解促進と建築物の脱炭素化に向けた意識 醸成を図るため、様々なチャネルを活用し、多面的で効果的な広報活動を展開する。
- ⑥ 太陽光発電設備アドバイザリー支援事業(委託元 東京都) 建築物環境報告書制度の施行により、都民・事業者に対し、セミナーの開催、講師派遣等、 太陽光発電設備の導入検討、設置、管理運用の各段階を網羅した総合アドバイザリー支援を 展開する。

また、太陽光発電設備の設置を妨げる都市特有の諸課題の解消に資する優れた機能性を有する太陽光発電設備を認定する。

年間計画 セミナー開催及び講師派遣 25回

⑦ 中小規模地域家電店と連携した地球温暖化対策(委託元 東京都) 東京都と連携している団体とともに、省エネルギーに関するノウハウを持ち、積極的に省 エネ情報を提供する店舗に対して研修を実施し、東京省エネマイスター店の登録・公表を行 う。

年間計画 省エネマイスター研修 1回

⑧ 地域での地球温暖化防止活動基盤形成事業 (環境省補助事業)

省エネセミナーの開催やイベント出展等を通じて、地球温暖化の現状や具体的な省エネ事例の紹介、都民一人ひとりの省エネ活動を促進する。

年間計画 脱炭素経営セミナー開催 1回

イベント出展等 6件

講師派遣 12件

⑨ 東京ゼロエミ住宅普及促進事業(東京都補助事業)

家庭におけるエネルギー消費量の低減を推進するため、都内において東京ゼロエミ住宅を 新築する者に対して、経費の一部を助成する。

また、令和元~6年12月に実施した東京ゼロエミ住宅導入促進事業の実績報告に係る助成金を交付する。

(事業期間:令和元~11年度「助成金の交付は令和13年度まで」) ※旧事業含む

区分	概要			
		水準C	水準B	水準A
東京ゼロエミ住宅	戸建住宅	40万円/戸	160万円/戸	240万円/戸
	集合住宅等	30万円/戸	130万円/戸	200万円/戸
	オール電化の住宅	オール電化の住宅 [3.6kW以下] 13万円/kW 助成限度額39万		
	円			
太陽光発電システム		[3.6kW超	3.6 kW超50 kW未満] 11万円/kW	
太陽儿光电ンヘノム	オール電化以外の住宅 [3.6kW以下] 12万円/kW 助成限度額36万			
	円			
	[3.6kW超50kW未満] 10万円/kW			
機能性PV上乗せ	機能性の区分に応じて最大8万円/kW			
集合住宅の陸屋根へ	20万円/kW(ただし、架台設置経費を上限とする。)			
の架台工事				
蓄電池	12万円/kWh (ただし、蓄電池設置経費を上限とする。)			
V 2 H	助成率1/2以内、助成限度額50万円			
	※太陽光発電システム、EV等導入の場合は、助成率10/10以内・助成限			
	度額100万円			

⑩ 住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業(東京都補助事業)

住宅所有者の太陽光発電システム設置に係る初期費用ゼロの事業の促進と、設置後のサービス利用料の低減を目的として、初期費用ゼロサービスを実施する提供事業者に対し、経費の一部を助成する。

(事業期間:令和4~9年度「助成金の交付は令和11年度まで」)

□ /\	概要		
区分	新築	既存	
太陽光発電(3 k W以下)	15万円/kW	18万円/kW	
太陽光発電(3 k W超)	10万円/kW (3kWを超え3. 6kW以下の場合は一律36万円)	12万円/kW (3kWを超え3. 75kW以下の場合は一律45万円)	
機能性PV上乗せ	機能性の区分に応じて最大8万円/kW		
蓄電池	一律12万円/kWh		

① 災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業(東京都補助事業)

ア 既存住宅における省エネ改修促進事業

既存住宅の断熱性能を向上するため、窓、ドア及び壁、屋根、天井、床等の断熱改修に対し、経費の一部を助成する。また、令和7年度から、高断熱窓・ドアの助成金の単価制導入及び管理組合による全体改修、断熱防犯窓の設置について助成単価の割増を行う。

(事業期間:令和4~9年度「助成金の交付は令和11年度まで」)

区分	概要
	・助成対象製品の性能及び大きさに応じた単価制、助成限度額13
	0万円/戸
方座が かいつ	・分譲集合住宅の管理組合が改修戸数50戸以上の場合は、助成単
高断熱窓・ドア	価を1.2倍に割増、助成限度額156万円/戸
	・断熱防犯窓を設置した場合は、助成単価を2.5倍に割増、助成
	限度額325万円/戸
壁、屋根、天井、床等断熱材	助成率1/3以内、助成限度額100万円/戸
高断熱浴槽	助成率1/3以内、助成限度額9.5万円/戸

イ 家庭における太陽光発電導入促進事業

既存住宅及び新築住宅における太陽光発電設備の導入に対し、経費の一部を助成する。 また、太陽光発電設備を導入済みの既存住宅において、パワーコンディショナーの更新 に係る経費の一部を助成する。

(事業期間:令和5~9年度「助成金の交付は令和11年度まで」)

区分	概要		
	新築住宅[3.6kW以下]12万円/kW、助成限度額36万円		
太陽光発電設備	[3.6kW超] 10万円/kW (50kW未満)		
人物儿光电 以 佣	既存住宅[3.75kW以下]15万円/kW、助成限度額45万円		
	[3.75kW超] 12万円/kW (50kW未満)		
防水工事	既存集合住宅及び既存戸建住宅 18万円/kW		
例水工事	(ただし、防水工事経費を上限とする。)		
	集合住宅 20万円/kW		
架台工事	既存戸建住宅 10万円/kW		
	(ただし、架台設置経費を上限とする。)		

機能性PV上乗せ	機能性の区分に応じて最大8万円/kW
パワーコンディショナーの更 新	機器費及び工事費の1/2以内、助成限度額10万円

ウ 家庭における蓄電池導入促進事業

家庭における太陽光発電による電気の自家消費の増大及び非常時のエネルギー自立性の向上を目的として、蓄電池システムの設置に係る経費の一部を助成する。

また、デマンドレスポンス活用による供給力・調整力として電力系統へ貢献する役割を実装するため、アグリゲーションビジネス実装事業の登録アグリゲーターによる遠隔制御型デマンドレスポンス実証への同意を行う場合に限り、上乗せの助成を行う。

(事業期間:令和4~9年度「助成金の交付は令和11年度まで」)

区分	概要	
蓄電池システム	12万円/kwh※太陽光パネルの設置又は再エネ電力契約が条件	
デマンドレスポンス実証への参	10万円/件	
加の場合上乗せ	1000	
既設蓄電池への I o T機器設置	助成率1/2以内、助成限度額上限10万円	
既存蓄電池の蓄電ユニット増設	8万円/kwh ※太陽光パネル設置済であることが条件	

エ 熱と電気の有効利用促進事業

熱を無駄なく有効に利用していくため、再生可能エネルギー熱利用機器の設置に係る 経費の一部を助成するとともに、既存住宅への省エネ設備としてエコキュートの導入に 係る経費の一部を助成する。

(事業期間:令和4~9年度「助成金の交付は令和11年度まで」)

区分	概要
太陽熱利用システム	助成率1/2以内、助成限度額55万円/戸
地中熱利用システム	助成率3/5以内、助成限度額180万円/台
エコキュート	14万円/台 ※太陽光パネルの設置及び連携が条件
ハイブリッド給湯	5万円/台 ※再エネ電力契約が条件
デマンドレスポンス実証への参	8万円/台
加の場合上乗せ	87/H/ H

オ 戸建住宅におけるV2H普及促進事業

都内の戸建住宅に対して、太陽光発電による電気の有効利用と家庭における非常時の エネルギー自立性の向上を目的に、V2Hの設置に係る経費の一部を助成する。

(事業期間:令和4~9年度「助成金の交付は令和10年度まで」)

区分	概要
V 2 H	助成率1/2以内、助成限度額50万円
太陽光発電システムとEV又は	助成率10/10以内、助成限度額100万円
PHVが揃う場合	助成学10/10以内、助成恢复領100万円

カ 分譲マンション省エネ型給湯機器導入促進事業【新規】

都内の分譲マンションに対して、高効率給湯器の導入を促進することを目的に、エコジョーズ及びエコフィールの設置に係る経費の一部を助成する。

(事業期間:令和7~9年度「助成金の交付は令和11年度まで」)

区分	概要
分譲マンションにおけるエコ ジョーズ・エコフィールへの一 斉交換	追い炊き機能有り 7万円/台 追い炊き機能無し 5万円/台
再エネ電力に契約した場合の 上乗せ	3万円/件

キ 省エネ点検・改修キャンペーン事業【新規】

既存住宅の高断熱窓等への改修や高効率給湯器への交換を促進するため、省エネ点検 員の派遣による省エネ性能の現状把握と最適な省エネ改修の提案、改修効果の理解促進、 点検後のアフターフォロー、改修事業者とのマッチングといった伴走型の支援を実施す る。

(事業期間:令和7~9年度)

② 東京都既存マンション省エネ・再エネ促進事業(東京都補助事業)

既存マンションにおいて、省エネ改修や再生可能エネルギー導入の促進を図るために、補助活用後の概算費用と一定の効果がわかる「検討計画書」を作成した管理組合等に対し、作成に要した費用を助成する。

(事業期間:令和5~7年度「助成金の交付は令和8年度まで」)

区分	概要
検討計画書作成費用	助成率10/10以内、助成限度額37万円/棟

③ 賃貸住宅の断熱・再エネ集中促進事業【新規】(東京都補助事業)

賃貸集合住宅の省エネ性能の診断、断熱改修、再生可能エネルギー導入に対し、経費の一部を助成する。

(事業期間:令和7~9年度「助成金の交付は令和11年度まで」)

区分				概要
	省エネ診断(既築)			10以内、助成限度額120万円/棟サ 助成率10/10以内、助成限度額10万円
省エネ化		助成率2/3	3以内	
	省工ネ改修	助成限度額	高断熱窓	3 0 万円/戸
	(既築)		高断熱ドア	2 7 万円/戸
			断熱材	6 0 万円/戸

	-1-1/日 V/ 코◇·리호크爪	新築住宅[3.6 k W以下] 18万円/k W、助成限度額54万円/棟	
	太陽光発電設	[3.6 kW超] 15万円/kW(50 kW未満)	
	備	既存住宅[3.75kW以下]30万円/kW、助成限度額90万円/棟	
		[3.75kW超] 24万円/kW (50kW未満)	
	防水工事	既築陸屋根 18万円/kW(ただし、防水工事経費を上限とする。)	
再エネ	架台工事	陸屋根 20万円/kW(ただし、架台設置経費を上限とする。)	
導入	機能性PV上	機会はの反ハスマドマ目上のエロノ1W	
	乗せ	機能性の区分に応じて最大8万円/kW	
	低圧電力一括	電力量計 7万円/戸	
	受電付帯設備	データ収集装置 10万円/棟	
	蓄電池	太陽光発電設備と併せた導入 12万円/kWh	
	田 电化	蓄電池設置経費の額であって1棟当たり216万円が上限	

⑭ 家庭のゼロエミッション行動推進事業(東京都補助事業)

省エネ性能の高いエアコン・冷蔵庫・給湯器・照明器具を購入又は買替をした都民に対して、購入支援として「東京ゼロエミポイント」を付与し、省エネ家電への買替等の促進を図る。

(事業期間:令和元~8年度「助成金の交付は令和9年度まで」)

- ⑤ 家庭の節電マネジメント(デマンドレスポンス)推進事業(東京都補助事業)
 - 令和6年度をもって、助成金の申請受付を終了した。
 - 令和7年度は、交付決定者に助成金の交付を行う。
- 16 家庭の環境アクション推進事業【新規】(東京都補助事業)

家庭等の需要家と直接の接点を持つエネルギー小売事業者を介した「省エネ・再エネ」の 行動変容に繋がるビジネスモデルの実証に係る経費の一部を助成する。

(事業期間:令和7~8年度「助成金の交付は令和8年度まで」)

区分	概要
調査・設計費、設備費、	助成率 1 / 2 以内、助成限度額 2 , 5 0 0 万円
工事費、管理・運営費	切风平1/20円、切风吹及領2,300万円

- (17) 自家消費プラン(東京都補助事業)
 - 令和4年度をもって、助成金の交付を終了した。
 - 令和10年度まで、電力使用量等のデータの収集業務を行う。

(2) 事業者の脱炭素化促進事業

① 中小規模事業所への省エネ推進事業(委託元 東京都)

ア 導入推奨機器指定制度

導入推奨機器の指定基準を満たす機器の製造事業者等から提出される申請書類の確認、指定基準の見直し等を行い、円滑な制度運用を支援する。

イ 省エネ・再エネワンストップ相談窓口

中小規模事業所における省エネルギー対策の推進について、節電・省エネ、再エネ等 に関する中小企業者等からの問い合わせに対応する相談窓口を設置する。

ウ 省エネルギー診断

省エネルギー対策について関心のある事業者に対し、個別に事業所に出向いて現場の設備やエネルギーの使用状況を直接調査・診断し、事業所の特性に応じた省エネルギー対策を提案するとともに、新たな投資を抑えた省エネルギー対策として、既存設備の使用方法を改善する技術支援を現地で実施する運用改善技術支援及び診断報告書の説明を希望する事業所に対し、診断員が対象事業所を訪問して診断報告書の内容を説明する報告書説明業務を実施する。

また、省エネルギー対策実施後の想定効果をシミュレーションできる「省エネ診断ナビ」を運用するとともに、利用者の利便性向上に向けた改修を実施する。

年間計画 省エネルギー診断 600件

運用改善技術支援 100件

診断報告書説明業務 100件

エ 地球温暖化対策ビジネス事業者の登録・紹介

地球温暖化対策に係る知見・技術をもつ事業者を「東京都地球温暖化対策ビジネス事業者」として登録し、温暖化対策に取り組む事業者に対してホームページや窓口、講習会等の機会を活用し情報提供を行う。

また、地球温暖化対策ビジネス事業者の専門的強みを活かした脱炭素化に向けた省エネコンサルティング事業の運営を行う。

年間計画 省エネコンサルティング 280件

運用改善技術支援

20件

オ 中小規模事業所対策推進研修会等の開催

中小規模事業所の設置者等を対象とした中小規模事業所対策推進研修会及び出張相談会の管理・運営を通じて、区市町村及び業界団体が実施する省エネルギー対策の普及に向けた取組を支援する。

年間計画 中小規模事業所対策推進研修会 30件

出張相談会 10件

カ 業種別省エネルギー対策推進研修会の開催

中小規模事業所の設置者等が加盟する業界団体と連携し、省エネルギー対策に関する 実態調査を通じて、業種特有の課題と対策を捉えた業種別省エネルギー対策テキストを 作成し、研修会を実施することにより、当該業種の省エネルギー対策を支援する。

年間計画 業種別省エネルギー対策推進研修会 1回

② 中小規模事業所向け省エネ型換気・空調設備導入支援事業(東京都補助事業)

(事業期間:令和3~4年度)

- 令和4年度をもって、助成金の申請受付を終了した。
- 令和7年度は、地球温暖化対策報告書の提出管理及び取得財産等処分等を受け付ける。
- ③ ゼロエミッション化に向けた省エネ設備導入・運用改善支援事業(東京都補助事業) 中小企業等の更なる省エネルギー化を推進するため、省エネ設備の導入と運用改善の実践を支援する。

(事業期間:令和5~7年度「助成金の交付は令和8年度まで」)

区分	概要
省エネ設備導入	助成率2/3以内、助成限度額2,500万円
運用改善実践支援	※先進的な設備導入事業については補助率・上限額を引き上げ

④ 中小規模事業所のゼロエミッションビル化支援事業(東京都補助事業)

中小企業等の更なる脱炭素化の促進を目的に、中小規模事業所のゼロエミッションビル化 に係る経費の一部を助成する。

(事業期間:令和6~7年度「助成金の交付は令和9年度まで」)

区分	概要
ゼロエミビル化設計支援	助成率2/3以内、助成限度額1,000万円
ゼロエミビル化設備導入支援	助成率2/3以内、助成限度額1億5,000万円

⑤ 中小規模事業所向け廃熱等有効利用設備導入支援事業(東京都補助事業)

工場等から発生する廃熱や活用されていない再生可能エネルギー熱等を抽出するために 必要な設備の新規導入及び更新に係る経費の一部を補助する。

(事業期間:令和6~7年度「助成金の交付は令和8年度まで」)

区分	概要
設備の新規導入及び更新	助成率2/3以内、助成限度額1,000万円

⑥ 環境に配慮したエネルギーステーションづくりに向けた設備等導入支援事業

(東京都補助事業)

- 令和6年度をもって、助成金の申請受付を終了した。
- 令和7年度は、地球温暖化対策報告書の提出管理及び取得財産等処分等を受け付ける。

(事業期間:令和4~6年度「助成金の交付は令和7年度まで」)

- ⑦ 中小企業等における排出量取引創出のためのモデル事業(東京都補助事業)
 - 令和6年度をもって、モデル事業者の募集を終了した。
 - 令和7年度は、中小企業等における脱炭素化の取組を加速させるため、排出量取引事例の創出に向けた取組等を実施する。

(事業期間:令和5~8年度「助成金の交付は令和8年度まで」)

⑧ BIMを活用した省エネ建築設計・実装支援事業(東京都補助事業)

2030年の先を見据え、新築建築物の環境性能向上をさらに促進するため、三次元設計モデルを活用した省エネ設計手法の普及に向けたBIM操作講習会及びBIM省エネ設計支援を実施する。

(事業期間:令和7~9年度「助成金の交付は9年度まで」)

区分	概要
環境報告書のエネルギー分野	助成率2/3以内、助成限度額450万円
段階3取得	助成学 2 / 3 以内、助成帐及領4 3 U 加円
環境報告書のエネルギー分野	助成率 1 / 3 以内、助成限度額 4 5 0 万円
段階1・2の場合	助成学 1 / 3 以内、助成恢及領4 3 U 加円

⑨ 建築物環境報告書制度推進事業(東京都補助事業)

「建築物環境報告書制度」の運用に資する取組に係る経費の一部を助成する。

(事業期間:令和4~9年度「助成金の交付は令和10年度まで」)

【環境性能向上支援事業】

区分	概要
環境性能の高い住宅モデルの	
開発及び改良等に資する取組	助成率2/3以内、助成限度額3,000万円

【設計・施工技術向上支援事業】

区分	概要
住宅の設計・施工技術向上に	助成率2/3以内、助成限度額100万円
資する取組	
太陽光発電システムの施工等	助成率2/3以内、助成限度額100万円
に係る技術向上に資する取組	助成学2/3以内、助成成長領100万円
東京ゼロエミ住宅を新たに建	
設するに当たっての設計・施	助成率2/3以内、助成限度額200万円
工に向上に資する取組	

【特定供給事業者再エネ設備等設置支援事業】「助成金の交付は令和11年度まで」

区分	概要
	[3.6kW以下] 12万円/kW、助成限度額36万円
太陽光発電設備	[3.6kW超50kW未満] 10万円/kW
	[戸別契約かつ単位住戸3.6kW以下] 12万円/kW
機能性PV上乗せ	機能性の区分に応じて最大8万円/kW
集合住宅陸屋根設置の架台	太陽光発電設備20万円/kW
来古仕七陸座似故世の朱古	(ただし、材料費及び工事費に係る経費合計を上限とする。)
蓄電システム	蓄電容量12万円/kW
	助成率1/2以内、助成限度額50万円
V 2 H	※50kW未満の太陽光発電設備及び電気自動車等を併用導入(既設
	含む)の場合、助成率1/2以内、助成限度額100万円
エコキュート等	要件により5万円/台又は14万円/台

⑩ 使用済住宅用太陽光パネルリサイクル促進事業(東京都補助事業)

都内の住宅から排出される使用済住宅用太陽光パネルのリサイクルを促進するため、リサイクルに係る経費の一部を助成する。

(事業期間:令和5~9年度「助成金の交付は令和9年度まで」)

区分	概要
リサイクルに係る処理費	使用済住宅用太陽光パネル2. 5万円/kW

① 集合住宅における再エネ電気導入促進事業(東京都補助事業)

集合住宅における再生可能エネルギーの利用率を高めることを目的として、集合住宅において再生可能エネルギー電気を高圧一括受電にて提供する事業者として登録した者に対し、 受変電設備及び電力量計の設置費用に係る経費の一部を助成する。

(事業期間:令和7年度)

【受変電設備等】

区分	概要
受変電設備及び電力量計の設	助成率2/3以内、助成限度額850万円(ただし、1住戸当たり上限
置費用に係る経費	8. 5万円)

【太陽光発電システム】

区分	概要	
太陽光発電システム	新築:助成限度額490万円(ただし、1kW当たり助成限度額10万円)	
	既存住宅:助成限度額588万円(ただし、1kW当たり助成限度額12万円)	
架台工事	助成限度額980万円(ただし、1kW当たり助成限度額20万円。集合住宅の	
	陸屋根への施工に限る。)	
防水工事	助成限度額882万円(ただし、1kW当たり助成限度額18万円。既存住宅の	
	陸屋根への施工に限る。)	

② 地産地消型再エネ・蓄エネ設備導入促進事業(東京都補助事業)

再生可能エネルギーの普及拡大、有効利用やレジリエンス向上を図るため、民間事業者が 都内又は都外(都内を管轄する一般送配電供給事業者の供給区域内)に導入する地産地消型 再生可能エネルギー発電等設備、及び都内に設置される地域活性化につながる再生可能エネ ルギー設備及び単独で設置される蓄電池に係る経費の一部を助成する。

(事業期間:令和6~8年度「助成金の交付は9年度まで」)

【都内設置(太陽光発電等)】

区分	概要
中小企業等	ア 発電設備の助成率2/3以内
	イ 蓄電池設備の助成率3/4以内
	(助成限度額2億円(ア+イ))
その他	ア 発電設備の助成率1/2以内
	イ 蓄電池設備の助成率2/3以内
	(助成限度額2億円(ア+イ))

【都内設置(熱利用設備・地域活性化につながる再エネ設備※)】

区分	概要
	ア 発電設備の助成率3/4以内
中小企業等	イ 蓄電池設備の助成率3/4以内
	(助成限度額2億円(ア+イ))
	ア 発電設備の助成率2/3以内
その他	イ 蓄電池設備の助成率2/3以内
	(助成限度額2億円(ア+イ))

※地域活性化につながる再エネ設備: 営農型太陽光発電設備又は廃材等利用バイオマス発電設備・蓄電池

【都内設置(蓄電池単独設置)】

区分	概要	
中小企業等	蓄電池設備の助成率 3 / 4 以内、助成限度額 9 0 0 万円	
その他	蓄電池設備の助成率2/3以内、助成限度額800万円	

【都外設置(太陽光発電等)】

区分	概要
	ア 発電設備の助成率2/3以内
中小企業等	イ 蓄電池設備の助成率3/4以内
	(助成限度額2億円(ア+イ))

	ア 発電設備の助成率1/2以内
その他	イ 蓄電池設備の助成率2/3以内
	(助成限度額2億円(ア+イ))

⑤ 区市町村公共施設等への再生可能エネルギー導入促進事業(東京都補助事業)

再生可能エネルギーの普及拡大やレジリエンス向上を図るため、区市町村が都内又は都外に導入する再生可能エネルギー発電等設備及び蓄電池の設置等に係る経費の一部を助成する。

(事業期間:令和6~8年度「助成金の交付は9年度まで」)

区分	概要	
	〈都內設置/都內消費 都外設置/都外消費〉 助成率2/3以內	
都内区市町村等	〈都外設置/都内消費〉 助成率 1 / 2 以内	
	〈地域間協力活性化事業の地産地消型メニュー〉 助成率1/2以内	

⑭ 島しょ地域における再エネ導入促進事業【新規】(東京都補助事業)

輸送費等の導入コストが本土と比べ割高な島しょ地域での再生可能エネルギー設備の設置に対して、発電量に応じた支援を実施する。

(事業期間:令和7~11年度「助成金の交付は令和16年度まで」)

区分		概要
民間事業者	発電量実績に応じて12円/kWh	最大5年間

⑤ 都有施設での再エネ100%化につながる

島しょ地域における太陽光発電設備等導入事業(東京都補助事業)

島しょ地域に位置する町村公共施設、事業所、住宅等への太陽光発電設備及び蓄電池の設置を推進するため、当該設備の設置に係る経費の一部を助成する。

(事業期間:令和4~8年度「助成金の交付は9年度まで」)

区分	概要
事業所、住宅等	①又は②いずれか小さい額
	〈太陽光発電設備〉
	①助成率3/4以内の額
	②発電出力に1kW当たり30万円を乗じて得た額
	〈蓄電池〉
	①助成率3/4以内の額
	②蓄電容量に1kWh当たり30万円を乗じて得た額
町村公共施設	〈太陽光発電設備・蓄電池〉
	助成率3/4以内の額

(16) 再工ネ電源都外調達事業(都外PPA) (東京都補助事業)

都外に再生可能エネルギー発電設備(高圧以下又は特別高圧)を設置し、その再生可能エネルギー電力の利活用に取り組む事業者(PPA事業者)に対し、当該設備の設置に係る経費の一部を助成する。

(事業期間:令和6~8年度「助成金の交付は12年度まで」)

区分	概要	
	〈再エネ発電設備と蓄電池同時設置〉	
	ア フィジカルPPA:再エネ発電設備助成率2/3以内、蓄電池助成率2/3以内	
	イ バーチャルPPA:再エネ発電設備助成率1/2以内、蓄電池助成率2/3以内	
民間事業者	(助成限度額:高圧3億円、特別高圧6億円)	
	〈単独設置する再エネ発電設備〉	
	ア フィジカルPPA:助成率 $1/2$ 以内	
	イ バーチャルPPA:助成率1/3以内	
	(助成限度額:高圧2億円、特別高圧5億円)	
	〈単独設置する蓄電池〉	
	助成率2/3以内、助成限度額1億円	

① 系統用の大規模蓄電池導入促進事業(東京都補助事業)

電力の需給バランス調整を行う事業者に対して、東京電力管内の電力系統に直接接続する 大規模蓄電池の導入に必要な経費の一部を助成する。

(事業期間:令和4~10年度「助成金の交付は12年度まで」)

区分	概要	
民間事業者	助成率2/3以内、ただしEV蓄電池をリユースする場合は助成率3/4以内	
	助成限度額20億円	

18 小売電気事業者による再エネ電源先行拡大事業(東京都補助事業)

FITに頼らない再生可能エネルギー電源の新規開発の促進を目的とし、家庭等への再生可能エネルギー供給の拡大に向けて、小売電気事業者における再生可能エネルギー発電設備の開発に係る経費の一部を助成する。

(事業期間:令和5~12年度「助成金の交付は13年度まで」)

区分	概要
再エネ割合が50%未満の	助成率1/2以内、助成限度額2億円(太陽光発電設備の場合15万
小売電気事業者	円/kW)
エネルギー供給構造高度化	助成率1/2以内(上限10万円/kW) ただし、1開発事業当た
法対象の小売電気事業者	り3MW以上の再エネ電源開発を行うことが要件

⑨ コージェネレーションシステム導入支援事業【新規】(東京都補助事業)

再生可能エネルギーの導入拡大に伴う出力変動補完と災害時のレジリエンス強化を進め、2030年カーボンハーフの実現を目指すことを目的としてコージェネレーションシステム(CGS)の導入に必要な経費の一部を助成する。

(事業期間:令和7~10年度「助成金の交付は令和12年度まで」)

区分	概要
熱電融通を行う大企業又は	〈CGS〉 助成率1/2以内、助成限度額4億円
中小企業	〈熱電融通インフラ〉 助成率1/2以内、助成限度額1億円
熱電融通を行わない大企業	CGS(単体補助) 助成率1/4以内、助成限度額2億円

② 地域熱供給事業における脱炭素対策先導事業(東京都補助事業)

熱の脱炭素化に率先的に取り組む熱供給事業者に対し、熱源機器の新設・更新等に必要な 経費の一部を助成する。 (事業期間:令和5~8年度「助成金の交付は令和11年度まで」)

区分	概要
熱源機器の新設・更新等	助成率1/2以内、助成限度額2億円

② 需給最適化に向けたエネルギーマネジメント推進事業(東京都補助事業)

東京電力管内の事業所でエネルギーマネジメント又はアグリゲーションビジネス等の需給最適化に資する取組を行う事業者に対し、設備の導入等に係る経費の一部を助成するとともに、事業者の取組を促すための普及啓発を行う。

(事業期間:令和7~9年度「助成金の交付は令和11年度まで」)

② アグリゲーションビジネス実装事業(東京都補助事業)

家庭の蓄電池等の遠隔制御によりエネルギーの需給をコントロールするビジネスの確立 に向け、事業者のシステム構築等を支援する。

(事業期間:令和6~7年度「助成金の交付は令和8年度まで」)

② 新エネルギー推進に係る技術開発支援事業(東京都補助事業)

2030年のカーボンハーフ及び2050年のゼロエミッション東京の実現に寄与する ため、大企業を代表とするコンソーシアム等が実施する新エネルギーの開発から、当該エネ ルギーの利活用・普及に資する製品・サービスに係る調査研究・技術開発・実証・実装化ま での各段階の取組を支援する。

(事業期間:令和4~7年度「助成金の交付は令和12年度まで」)

② 次世代型ソーラーセル社会実装推進事業(東京都補助事業)

次世代型ソーラーセルの早期実用化に向けて先行して実証事業を実施する開発事業者に対して実証事業に要する経費の一部を助成する。

(事業期間:令和6~8年度「助成金の交付は令和8年度まで」)

区分	概要
次世代型ソーラーセルの実証事業	助此交 9 / 9 N 内 助此阴疾统 4 0 0 0 下四
に係る経費	助成率2/3以内、助成限度額4,000万円

② 次世代型ソーラーセル導入促進事業【新規】(東京都補助事業)

次世代型ソーラーセル実装の黎明期において、これを都内に設置する者に対し助成し、次世代型ソーラーセルの設置事例の蓄積を図る。

(事業期間:令和7~9年度「助成金の交付は令和10年度まで」)

区分	概要
	助成率10/10以内
次世代型ソーラーセル設置経費	〈建物設置〉規模800㎡ モジュール10万円程度/㎡、設置
(機器費、施工費)	費用20万円程度/㎡
	〈庭園灯〉 5 5 万円/本(製品、施工費)

26 次世代再生可能エネルギー技術社会実装推進事業(東京都補助事業)

次世代再生可能エネルギー技術の早期実用化に向けて、開発事業者が都内の屋外施設等の実際の設置環境下において行う実証事業に要する経費の一部を助成する。

(事業期間:令和6~9年度「助成金の交付は9年度まで」)

区分	概要
調査・設計費、設備費、工事費、施	助成率2/3以内、助成限度額1億円
設賃借費、管理・運営費、人件費	- 助成学2/3以内、助成成及領1億円

② 企業の脱炭素経営に向けた計画策定支援事業【新規】(東京都補助事業)

各企業が脱炭素化に向け、CO₂排出量削減の取組を進めていくため、自社におけるCO₂排出量の見える化を支援する。また、SBT認定取得に向けたコンサルティング費用等の経費及び申請費用の一部を助成する。

(事業期間:令和7年度「助成金の交付は、見える化支援は令和7年度まで。

SBT認定取得支援は令和8年度まで」)

② 脱炭素燃料活用における事業化促進支援事業(東京都補助事業)

バイオ燃料の利用拡大を図り、商用化・実装化の裾野を広げていくことを目的に、バイオ 燃料の新たな活用分野である船舶・列車等への補助、さらには国際的なスポーツイベントで の活用等の取組に係る経費の一部を助成する。

(事業期間:令和5~7年度「助成金の交付は令和9年度まで」)

② 企業のScope3対応に向けた航空貨物輸送でのSAF活用促進事業

(東京都補助事業)

サプライチェーン(Scope3)までを含めた CO_2 排出量の削減を推進に向けて、航空貨物でSAFを活用することにより脱炭素化に取り組む都内企業を支援する。

(事業期間:令和7年度「助成金の交付は令和8年度まで」)

③ 国産SAF利用促進事業【新規】(東京都補助事業)

国産SAFの供給及び利用の拡大を図り、羽田空港へ良質なSAFを安定的に供給することで空港の国際競争力を強化するため、国産SAFを製造し羽田空港にて航空会社へ供給する都内企業に対して、海外産SAFに対し競争力のある価格で国産SAFを供給できるよう支援する。

(事業期間:令和7年度「助成金の交付は令和8年度まで」)

③ カーボンクレジット活用促進事業【新規】(東京都補助事業)

自社のCO₂削減の取組に加えて、カーボンクレジットを活用したCO₂排出量のオフセットの取組を促進するため、カーボンクレジットの普及と取引活性化に向けて、カーボンクレジットを活用したプロモーション等の取組に必要な経費の一部を助成する。

(事業期間:令和7年度「助成金の交付は令和7年度まで」)

区分	概要
大企業	助成率1/2以内、助成限度額100万円
中小企業	助成率2/3以内、助成限度額200万円

② グリーン製品市場の創出に向けたサプライチェーンにおける脱炭素化支援事業

【新規】 (東京都補助事業)

製品単位での温室効果ガス排出量を可視化するカーボンフットプリント算定を活用し、従来品よりもCO2排出量が少ないグリーン製品の開発・生産を支援する。

(事業期間:令和7~8年度「助成金の交付は令和8年度まで」)

区分	概要
グリーン製品の開発・生産	助成率2/3以内(中小企業等)・1/2以内(中堅企業)
等に対する助成	助成限度額5,000万円

③ ゼロエミッション地区創出プロジェクト【新規】(東京都補助事業)

都独自の「ゼロエミッション地区」の創出に向け、都が認定した「面」的な先駆的脱炭素 化対策に取り組む区市町村に対し、実装に向けた支援を実施する。

(事業期間:令和7~12年度「助成金の交付は令和13年度まで」)

区分	概要
再工ネ設備導入(太陽光発電設備、次	
世代型ソーラーセル等)	
基盤インフラ整備導入(蓄電池導入、	助成率2/3以内
VPPシステム構築、自営線導入等)	助成限度額10億円
省CО₂等設備(断熱改修、高効率空調	
システム導入等) 等	

③ 再エネ由来電力普及促進モデル事業

都内における再生可能エネルギー由来による電力利用割合の向上を図ることを目的に、小 売電気事業者として太陽光発電とバイオマス発電を由来とした電力を組み合わせ、公社施設 及び都内公共施設に供給するモデル事業を実施する。

③ 省エネ型ノンフロン機器普及促進事業(東京都補助事業)

都内の温室効果ガス排出量の約1割を占めるフロンの排出量を削減し、脱炭素化を更に推 し進めるため、冷媒にフロンを使用しない省エネ型ノンフロン機器の導入に要する費用の一 部を助成する。

(事業期間:令和4~10年度「助成金の交付は令和11年度まで」)

③ フロン漏えい防止のための遠隔監視技術活用促進事業【新規】(東京都補助事業) 業務用空調機器からのフロン漏えいを早期に検知・診断することのできる遠隔監視技術を 導入する事業者に対し、導入等に係る経費の一部を助成する。

(事業期間:令和7年度「助成金の交付は令和8年度まで」)

(3) ゼロエミッションモビリティ推進事業

① ZEV導入促進事業(東京都補助事業)

ZEV(ゼロエミッションビークル)の普及促進を図り、自動車から排出される CO_2 を 削減するため、電気自動車(EV)・プラグインハイブリッド自動車(PHEV)・燃料電 池自動車(FCV)等を導入する者に対して、その経費の一部を助成する。

区分	概要
	基本助成額 最大60万円(個人・給電機能を有する車両の場合)
	※メーカー毎にGX実現に向けた取組、ラインナップやZEV及び非ガソリ
	ン車の一定の販売実績の評価を行い、結果によって変動
	※以下要件のどちらか満たした場合、上記金額に加算
	・再エネ電力契約時最大15万円 ・太陽光発電設備導入時最大30万円
	※EV・PHEV・FCVにV2H・V2Bを併せて導入した事業者に、V
電気自動車(EV)	2B1基につき10万円を上乗せ
	若しくは、EV・PHEV導入と合わせて公共用充電器を設置した事業者に
	普通充電器1基につき5万円、急速・超急速充電器1基につき10万円を上
	乗せ
	※ΖΕ V 及び非ガソリン車の一定の販売実績のあるメーカーの車両に対し
	て、上記金額に最大10万円を加算
	(事業期間:平成28~令和12年度「助成金の交付は令和12年度まで」)
	基本助成額 最大60万円(個人・給電機能を有する車両の場合)
	※メーカー毎にGX実現に向けた取組、ラインナップやZEV及び非ガソリ
	ン車の一定の販売実績の評価を行い、結果によって変動
	※再エネ電力契約時、又は、太陽光発電設備導入時、上記金額に最大15万
	円を加算
プラグインハイブリッ	※EV・PHEV・FCVにV2H・V2Bを併せて導入した事業者に、V
ド自動車	2B1基につき10万円を上乗せ
(PHEV)	若しくは、EV・PHEV導入と合わせて公共用充電器を設置した事業者に
	普通充電器1基につき5万円、急速・超急速充電器1基につき10万円を上
	乗せ
	※ZEV及び非ガソリン車の一定の販売実績のあるメーカーの車両に対し
	て、上記金額に最大10万円を加算
	(事業期間:平成28~令和12年度「助成金の交付は令和12年度まで」)
	基本助成額 最大190万円(個人・給電機能を有する車両の場合)
	※メーカー毎にGX実現に向けた取組、ラインナップやZEV及び非ガソリ
	ン車の一定の販売実績の評価を行い、結果によって変動
	※再エネ電力契約時、又は、太陽光発電設備導入時、上記金額に最大25万円からない。
	円を加算
燃料電池自動車	※EV・PHEV・FCVにV2H・V2Bを併せて導入した事業者に、V
(FCV)	281基につき10万円を上乗せ
	若しくは、EV・PHEV導入と合わせて公共用充電器を設置した事業者に 並承本電界1世につき5万円、急速・契急連本電界1世につき10万円なり
	普通充電器1基につき5万円、急速・超急速充電器1基につき10万円を上乗せ

	次ととV及び弁ガノリン単の一定の販売美積のあるメーガーの単画に対し て、上記金額に最大10万円を加算
	(事業期間:平成27~令和12年度「助成金の交付は令和12年度まで」)
	原付一種48万円、原付二種48万円、原付三輪48万円
EVバイク	(事業期間:平成30~令和12年度)
	助成率 1 / 2 以内、助成限度額 4 0 万円
外部給電器(EV)	(事業期間:平成28~令和12年度)
	助成率1/2以内、助成限度額40万円
外部給電器(FCV)	(事業期間:平成28~令和12年度)
	車両本体購入価格(助成限度額30万円)
島しょZEV中古車	(事業期間:令和3~8年度「助成金の交付は令和8年度まで」)
	(尹本が川・1914日 日下区「柳原正が天日代より作り十茂より」)

	〈EV・PHEV〉基本補助額 最大90万円
	〈FCV〉基本補助額 最大215万円
	※メーカー毎にGX実現に向けた取組、ラインナップやZEV及び非ガソリ
	ン車の一定の販売実績の評価を行い、結果によって変動
	※EV・PHEV・FCVにV2H・V2Bを併せて導入した事業者にV2
シェアリング・レンタル	B1基につき10万円/台を上乗せ
	若しくは、EV・PHEV導入と合わせて公共用充電器を設置した事業者に
	普通充電器1基につき5万円/台、急速・超急速充電器1基につき10万円
	<u>/台を上乗せ</u>
	EVバイク:ガソリン車との差額(国補助控除)+5万円(上限53万円)
	(事業期間:令和3~12年度「助成金の交付は令和12年度まで」)
	環境省「環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業」及び「商用車の電動
	 化促進事業」に定める基準額に3/2乗じた額に給電機能の装備に要する費
	用を加えた額
	助成限度額4,200万円
	│ ※助成対象経費に国からの補助金を充当する場合は当該補助金の額を控除
EVバス	した額
PHEVバス	※EV・PHEVにV2H・V2Bを併せて導入した事業者に、V2B1基
EVトラック	につき10万円を上乗せ
PHEVトラック	若しくは、EV・PHEV導入と合わせて公共用充電器を設置した事業者に
	普通充電器1基につき5万円、急速・超急速充電器1基につき10万円/台
	を上乗せ
	○一・・- ※グリーン経営認証又はISO14001認証取得の貨物運送事業者、バス
	事業者は50万円/台を上乗せ
	(事業期間:令和5~9年度「助成金の交付は令和9年度まで」)
	〈燃料電池バス〉
	本体購入費用から国補助額及びディーゼルバス相当額を差し引いた額
	助成限度額5,000万円
	【導入台数に応じた上乗せ補助】
	①5年以内に5台以上導入する計画書を提出した場合
	助成限度額2,000万円
	②都内の自らの営業所等に水素ステーションの整備又は誘致を図り、商用の
	目的で運用する場合
	助成限度額2,000万円
	(燃料電池タクシー)
燃料電池バス	本体購入費用から国補助額及びLPガス車相当額を差し引いた額
燃料電池タクシー	助成限度額370万円
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	【導入台数等に応じた上乗せ補助】
	①5年以内に5台以上導入する計画書を提出した場合(中小事業者は3台以
	上)
	助成限度額240万円
	②都内の自らの営業所等に水素ステーションの整備又は誘致を図り、商用の
	目的で運用する場合
	助成限度額240万円
	【燃料費差に対する支援】
	水素燃料費の実費からLPガス相当分を差し引いた額
	助成限度額130万円/台
	(事業期間:令和3~12年度「助成金の交付は令和13年度まで」)

	車両本体価格(中小企業の場合は車両リース価格)から国補助額及び同等の
	ディーゼルトラックの車両本体価格(中小企業の場合は車両リース価格)を
	差し引いた額
	〈小型トラック〉1,300万円(中小企業2,600万円)
	〈大型トラック〉 5,600万円(中小企業9,600万円)
	【導入台数等に応じた上乗せ補助】
	車両リース価格から国補助額・基本補助額を除いた額
	① 5年度以内にFC車両等を5台以上純増する計画書を提出した場合(小
	型トラックだけの場合は10台以上、中小企業は3台以上)
	 ②都内の自らの営業所等に水素ステーションの整備又は誘致を図り、商用の
	目的で運用する場合
燃料電池トラック	 〈FC小型トラック〉2,100万円(基本補助と合わせて3,400万円)
	〈FC大型トラック〉 5,900万円(基本補助と合わせて1億1,500
	万円))
	【水素エンジン小型トラックへの改造に対する支援】
	改造費用から国補助額を除いた額に2/3をかけた額
	助成限度額1,100万円
	【燃料費差に対する支援】
	水素燃料費の実費から軽油相当分と国補助等を差し引いた額
	助成限度額:FC小型トラック900万円/台、水素エンジン小型トラック
	1, 200万円/台、FC大型トラック: 2, 880万円/台
	(事業期間:令和6~12年度「助成金の交付は令和13年度まで」)
	FCごみ収集車を集中的に導入する区市町村への支援
	①5台以上導入する場合
	車両リース価格の3/4
ZEVごみ収集車	
	②10台以上導入かつ水素ステーションを整備・誘致する場合
	車両リース価格の10/10
	(事業期間:令和6~12年度「助成金の交付は令和13年度まで」)
	助成対象経費から国補助等の額及び基準額を差し引いた額
	助成限度額600万円
燃料電池フォークリフ ,	【水素ステーション整備による上乗せ】
F	都内の自らの営業所等に水素ステーションの整備・誘致を図り、商用目的で
	運用する場合には350万円を上乗せ
	(事業期間:令和5~12年度)

② 空港等におけるFCモビリティ早期実装化支援事業(東京都補助事業)

水素利活用の取組支援として、来年度商用化見込みの燃料電池トーイングトラクター (TT) を導入したい事業者 (リース事業者含む) に対し、エンジン式TTと同等の負担となるように導入費用を助成する。

(事業期間:令和6~12年度)

③ 次世代タクシーの導入促進事業(東京都補助事業)

 CO_2 の削減に寄与するタクシー車両($EV\cdot PHEV$)に加え、環境性能が高く、誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン(UD)のタクシー車両の導入促進を図るために、これらを購入する一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し、当該車両の購入に要する経費の一部を助成する。

(事業期間:平成28~令和8年度「助成金の交付は令和8年度まで」)

区分	概要
EV・PHEVタクシー 車両	《EVタクシー》 都補助単独:車両本体価格の1/4以内、助成限度額100万円中小規模事業者*の場合、車両本体価格の1/2以内、助成限度額160万円国補助併用:車両本体価格の1/4以内、助成限度額60万円《PHEVタクシー》 都補助単独:車両本体価格の1/5以内、助成限度額100万円中小規模事業者*の場合、車両本体価格の2/5以内、助成限度額160万円
UDタクシー車両 (レベル1, 2)	都補助単独:60万円 中小規模事業者 [※] の場合、100万円 国補助併用:国補助と併せて100万円
UDタクシー車両 (レベル準1)	番補助単独: 40万円 中小規模事業者 [※] の場合、67万円 国補助併用: 国補助と併せて67万円

※中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定する中小企業者であって使用台数200台未満の事業者及び個人事業主

④ 低公害・低燃費車の普及促進事業(東京都補助事業)

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の低公害・低燃費車の普及促進を図るため 低公害・低燃費車を導入する者に対し、当該車両の購入に要する経費の一部を助成する。

(事業期間:令和4~8年度「助成金の交付は令和8年度まで」)

区分	概要
	通常車両との車両本体価格の価格差から国補助額を除いた額の1/2以内、助成限度
ハイブリッド	額250万円
バス	中小規模事業者*1については、通常車両との車両本体価格の価格差から国補助額を除
	いた額(助成限度額250万円)
	通常車両との車両本体価格の価格差から国補助額及びその他補助額を除いた額の1/
	2以内
	[最大積載量4トン未満]助成限度額16.4万円
ハイブリッド	[最大積載量4トン以上]助成限度額57.1万円
トラック	中小規模事業者*1については、通常車両との車両本体価格の価格差から国補助額及び
	その他補助額を除いた額
	[最大積載量4トン未満]助成限度額41.7万円
	[最大積載量4トン以上]助成限度額145.2万円
ハイブリッド	
塵芥車	補助対象経費**2の1/2以内、助成限度額19.5万円

- ※1 中小企業基本法 (昭和38年法律第154号) 第2条第1項各号に規定する中小企業者であって使用台数200台未満の事業者
- ※2 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付規定に基づき公益財団法人日本自動車輸送技術協会 が交付する補助金の算定額
- ⑤ 運輸・物流分野における脱炭素化支援事業(東京都補助事業)

国内CO₂排出量のうち、自家用車等と比較するとCO₂削減率の低い運輸・物流分野の脱炭素化促進のため、製品等の輸配送に係る荷主及び運輸事業者に対して支援する。

(事業期間:令和6~9年度「助成金の交付は令和9年度まで」)

⑥ 充電設備普及促進事業(東京都補助事業)

電気自動車、プラグインハイブリッド自動車の普及拡大に向けて、その利用環境を整えることを目的に、充電設備の設置者に対し、その経費の一部を助成する。

(事業用 事業期間:平成30~令和12年度「助成金の交付は令和12年度まで」) (居住者用 事業期間:令和4~9年度「助成金の交付は令和10年度まで」)

【充電設備】

区分	概要
	〈設備購入費〉
	超急速充電設備、急速充電設備:
	本体価格と国補助額の差額(助成限度額国補助上限額と同額。蓄電池付き超
	急速充電設備は、助成額に335万円上乗せ)
	・普通充電設備、V2H、充電コンセントスタンド、充電コンセント:
	本体価格の1/2以内(機種ごとに上限有り)
	〈設置工事費〉
	・超急速充電設備:
	上限8万円/kW(公道:900万円上乗せ、大規模事業所:150万円上
	乗せ)
	・急速充電設備:
	上限6.2万円/kW(公道:900万円上乗せ、大規模事業所:150万
	円上乗せ)
	・普通充電設備、V2H、充電コンセントスタンド:
	助成限度額135万円/基(2基目以降は68万円/基、機械式駐車場の場
	合1基目171万円/基・2基目以降は86万円/基)
	・充電コンセント:
事業用	助成限度額95万円/基(2基目以降は48万円/基、機械式駐車場の場合
	1基目171万円/基・2基目以降は86万円/基)
	・受変電設備:
	上限435万円
	・遠隔制御用エネマネ設備:
	上限30万円
	・通信機能付き充電設備
	当該設備の設置工事費の補助金額が補助上限額を上回った場合に、充電設備
	の種別により上限額を上乗せ
	・先行配管工事費:
	械式駐車場の場合は助成限度額30万円/区画、機械式以外の場合は7万円
	/区画
	・機械式駐車場のパレット更新経費:
	上限140万円/パレット
	・既設充電設備の撤去費:
	超急速充電設備は上限100万円/基、急速充電設備は上限75万円/基、
	普通充電設備は上限25万円/基
	(事業期間:平成30~令和12年度「助成金の交付は令和12年度まで」)

	〈設備入費〉
	・超急速充電設備、急速充電設備:
	本体価格と国補助額の差額(助成限度額国補助上限額と同額。蓄電池付き超
	急速充電設備は、助成額に335万円上乗せ。)
	・普通充電設備、V2H、充電コンセントスタンド、充電コンセント:
	本体価格の1/2以内(機種ごとに上限有り)
	〈設置工事費〉
	• 超急速充電設備:
	上限1,600万円
	· 急速充電設備:
	上限6万円/kW又は上限309万円/基のいずれか低い方
	・普通充電設備、V2H、充電コンセントスタンド:
	助成限度額135万円/基(2基目以降は68万円/基、機械式駐車場の場
	合1基目171万円/基・2基目以降は86万円/基)
居住者用	・充電コンセント:
冶工行用	助成限度額95万円/基(2基目以降は48万円/基、機械式駐車場の場合
	1基目171万円/基・2基目以降は86万円/基)
	・受変電設備:
	上限435万円
	・遠隔制御用エネマネ設備:
	上限30万円
	・ 通信機能付き充電設備
	当該設備の設置工事費の補助金額が補助上限額を上回った場合に、充電設備
	の種別により上限額を上乗せ
	・先行工事費:
	械式駐車場の場合は助成限度額30万円/区画、機械式以外の場合は7万円
	/区画
	・機械式駐車場のパレット更新経費:
	上限140万円/パレット
	(事業期間:令和4~9年度「助成金の交付は令和10年度まで」)

【太陽光発電システム(V2Hと同時に設置する場合に限る。)】

区分	概要
太陽光発電システム	助成限度額1,500万円
	(ただし、太陽光発電システムに係る経費は太陽電池出力1kW当たり助成限度
	額30万円。蓄電池に係る経費は蓄電池1kWh当たり助成限度額20万円。既
	存住宅の陸屋根に防水工事実施の場合、1kW 当たり18万円を上乗せ)
	(事業期間:令和4~9年度「助成金の交付は令和10年度まで」)

【運営費】

区分	概要
	〈維持管理費〉
	助成限度額40万円/年(上限3年間)
	〈電気料金〉※再エネ電力割合により、上限額が変動
	超急速充電設備 助成限度額334万円/年(上限8年間)
運営費	急速充電設備 助成限度額66万円/年 (上限8年間)
	〈土地使用に要する経費(事業用の充電設備のみ)〉
	助成限度額62万円/年(上限8年間)
	(事業期間:事業用平成30~令和20年度、 区市町村令和5~令和17年
	度「助成金の交付は令和18年度まで」)

【戸建住宅用充電設備】

区分	概要
	通信機能付充電設備以外:2.5万円/基
戸建住宅用充電設備	通信機能付充電設備:助成限度額30万円/基(設備購入費のみ)
	(事業期間:令和4~9年度「助成金の交付は令和10年度まで」)

[V2B]

区分	概要
	〈設備購入費〉
	1基目助成限度額:1/2(上限125万円)
	2 基目助成限度額: 3 / 4 (上限 1 8 7. 5 万円)
	3基目以上助成限度額:10/10(上限250万円/基)
V 2 B	〈設備工事費〉
	設置数1基助成限度額:1/2(62.5万円)
	設置数2基助成限度額:3/4(上限93.7万円)
	設置数3基以上助成限度額:10/10(上限125万円/基)
	(事業期間:平成30~令和12年度「助成金の交付は令和12年度まで」)

【小型EVトラック用充電設備導入促進事業】

区分	概要	
	〈運営費〉	
小型EVトラック	維持管理費 : 助成限度額13万円	
用充電設備導入促	電力基本料金:助成限度額37万円(超急速充電設備)	
進事業	助成限度額20万円(急速充電設備)	
	(事業期間:令和4~令和9年度「助成金の交付は令和10年度まで」)	

【マンション充電設備普及促進事業】

区分	概要	
	調査費 : 助成限度額18万円/件	
マンション充電	電気料金:助成限度額18万円/年	
設備普及促進事	高圧受電契約の場合、334万円/年	
業	(事業期間:調査費 令和5~7年度「助成金の交付は令和8年度まで」	
	電気料金 令和5~10年度「助成金の交付は令和11年度まで」)	

⑦ EVバイク充電環境促進事業【新規】(東京都補助事業)

E Vバイクの普及促進を目的にE Vバイクの導入に必要なバッテリーの専用充電器の購入費、又はバッテリーシェアリングサービス基本料に対して経費の一部を助成する。

(事業期間:令和7~12年度「助成金の交付は令和12年度まで」)

⑧ 訪問介護事業所におけるEV車・EVバイク導入支援事業【新規】(東京都補助事業) ZEVの普及促進を目的に、訪問介護の移動に使われる電気自動車やEVバイク等の購入 費の補助を実施する。

(4) 水素エネルギー普及拡大事業

① 水素エネルギー普及啓発事業

脱炭素社会の実現に向け、グリーン水素の製造装置や水素関連技術を持つ企業と連携した 企画展示を通じて、都民・事業者に対し、あらゆる分野で利用が広まっている水素エネルギー の意義や社会実装の現在地点を発信し、更なる理解の涵養を図る。

また、水素ステーションの導入を検討する中小事業者等に対し、講習会等通じて、運営に必要な知識や技術等を提供する。

年間計画 館内イベントの開催 6回

館外イベントへの出展等 3回

中小ガソリンスタンド等事業者向け講習会 2回



館内イベント



館外イベント

(令和6年8月 燃料電池教室)

(令和6年10月 水素社会体感バスツアー)

② デマンドレスポンス活用を見据えた家庭用燃料電池普及促進事業(東京都補助事業) 家庭におけるエネルギー消費量の削減と非常時の自立性の向上を推進するため、家庭用燃料電池(エネファーム)を設置した住宅に対しその経費の一部を助成する。

また、デマンドレスポンス活用による供給力・調整力として電力系統へ貢献する役割を実装するため、アグリゲーションビジネス実装事業の登録アグリゲーターによる遠隔制御型デマンドレスポンス実証への同意を行う場合に限り上乗せの助成を行う。

(事業期間:令和6~11年度「助成金の交付は令和13年度まで」)

区分	概要
安庭田歴料(マクフュール)	戸建住宅7万円、集合住宅12万円
家庭用燃料電池(エネファーム)	デマンドレスポンス実証への参加の場合上乗せ8万円
家庭用燃料電池 (エネファーム)	5 万円
への I o T機器設置	320

③ 水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業 (業務・産業部門)

(東京都補助事業)

ゼロエミッション東京の実現を目指し、水素エネルギーの普及拡大に向け、省エネ、低炭素化、レジリエンスの向上に資する業務・産業用燃料電池の導入に対しその経費の一部を助成する。

(事業期間:令和3~7年度「助成金の交付は令和7年度まで」)

区分	概要	
定格発電出力が5kWを超える		
業務・産業用燃料電池	助成率2/3以内、助成限度額3億3,300万円	
定格発電出力が1.5 k Wを超		
え5kW以下の業務・産業用燃	助成率2/3以内、助成限度額1,300万円	
料電池		

④ 再エネ由来水素の本格活用を見据えた設備等導入促進事業(東京都補助事業)

脱炭素社会を支えるエネルギーの柱のひとつとして期待される再生可能エネルギー由来 水素の普及を後押しするとともに、事業所等におけるレジリエンスを高めることを目的とし て、再生可能エネルギー由来水素活用設備又は純水素型燃料電池の設置に必要な経費の一部 を助成する。

(事業期間:令和3~7年度「助成金の交付は令和7年度まで」)

区分	概要
再工ネ由来水素活用設備	助成率1/2以内
	〈都内〉
	[5N㎡/h超]助成限度額3億7,000万円
	[5N㎡/h以] 助成限度額1億円
	〈都外〉
	[10N㎡/h以上] 助成限度額3億7,000万円
純水素型燃料電池	助成率2/3以内
	[3.5kW超]助成限度額8,700万円/台
	[3.5kW以下]助成限度額1,600万円/台
	助成率2/3以内
水素ボイラー	[1,000kg/h超] 助成限度額6,300万円/台
	[1,000kg/h以下] 助成限度額5,100万円/台
温水発生器	助成率2/3以内、助成限度額4,300万円/台
水素バーナー	助成率2/3以内、助成限度額5,600万円/台
水素カードル及び水素トレー	1N㎡当たり1万円、助成率2/3以内
ラー	〈水素カードル〉助成限度額300万円/台
	〈水素トレーラー〉助成限度額3,000万円/台
水素吸蔵合金	1N㎡当たり14万円
	助成率2/3以内、助成限度額6,400万円/台
圧縮装置等の供給のための設備	助成率2/3以内、助成限度額6,300万円

⑤ グリーン水素製造・利用の実機実装等支援事業(東京都補助事業)

都内でのグリーン水素の製造・利用を促進するため、水素製造設備を取り扱うメーカー等からグリーン水素の製造から利用までの機器構成等のモデルプランの提案を受け、これを都内の事業所等に設置する事業者に対し、設置経費等を助成する。

(事業期間:令和5~9年度「助成金の交付は令和9年度まで」)

⑥ 水素ステーション設備等導入促進事業(東京都補助事業)

水素エネルギーの利用拡大を図ることを目的として、水素ステーションを設置する者に対

して整備等に係る経費の一部を助成する。

(事業期間:平成26~令和9年度「助成金の交付は令和10年度まで」)

[10億円
り異なる。
度額2億円
1/4以内)
以内)
t応2系統:
対応2系統:
げ

⑦ 水素ステーションとカーシェア等のパッケージ支援事業(東京都補助事業)水素ステーションの整備拡大と新たな事業モデル構築を図るため、より低コストな35M

Paの水素ステーション事業とカーシェア等を併せて実施する事業者に対象経費をパッケージで支援する。

(事業期間:令和6~8年度「助成金の交付は令和9年度まで」)

⑧ グリーン水素の社会実装化に向けた設備等導入促進事業【新規】(東京都補助事業) 脱炭素社会を支えるエネルギーの柱として期待されるグリーン水素の社会実装化を後押 しするため、グリーン水素の製造、運搬・貯蔵、利用に用いる各設備の導入に係る経費の一 部を助成する。

(事業期間:令和7~11年度「助成金の交付は令和11年度まで」)

区分	概要
グリーン水素製造設備	助成率2/3以内、助成限度額3億円
純水素型燃料電池 その他の水素利用設備等(専焼 /混焼両方補助対象)	助成率2/3以内、助成限度額3億円 (混焼機器:助成率1/2以内、助成限度額2億2,500万円)
グリーン水素貯蔵設備	助成率2/3以内、助成限度額3億円
グリーン水素運搬設備	助成率2/3以内、助成限度額3億円

2 資源の循環利用及び廃棄物の適正処理の支援等に関する事業

(1) サーキュラーエコノミー推進事業

① サーキュラーエコノミーの推進に係る情報発信・相談マッチング事業

(委託元 東京都)

サーキュラーエコノミーの実現に向けて、都民・事業者等から資源の循環利用に関する相談をワンストップで受け付けるとともに、先進的な資源の循環利用の取組など、都民・事業者等が主体的に取り組むための具体的な方策等の情報発信やシンポジウムを実施する。

また、事業者や自治体等多様な主体との連携や支援を目的とした「サーキュラーエコノミーサロン」を開催する。

年間計画 個別相談・マッチング 80件

② サーキュラー・エコノミーの実現に向けた社会実装化事業(東京都補助事業) 都内自治体や事業者等多様な主体と連携し、地域密着型サーキュラービジネスの創出に向けた助成を実施する。

(事業期間:令和7年度「助成金の交付は令和7年度まで」)

区分	概要
モデル事業等	助成率1/2、助成限度額200万円

③ 小売ロス削減総合対策(東京都補助事業)

都内食品小売業を対象として、食品ロスの発生抑制に寄与する機器類の導入や余剰食品のフードバンクへの寄贈経費の助成など、メニュー選択式の総合対策を展開する。

(事業期間:令和6~7年度「助成金の交付は令和8年度まで」)

区分	概要
食品ロスの発生抑制に資するシステムの導入支援	助成率1/2、助成限度額250万円
食品ロスの発生抑制に資する量り売り用機器の導入支援	助成率1/2、助成限度額150万円
食品のロングライフ化に資する急速冷凍機の導入支援	助成率1/2、助成限度額300万円
特殊包装等ロングライフ製品の販売促進に係る普及啓発支援	助成率1/2、助成限度額50万円
賞味期限前の食品のフードバンクへの寄贈に係る輸送費支援	助成率10/10、助成限度額14.4
具外が限制の及即のファードハンフ・WJ可知に序る制心具X16	万円
食品廃棄物のコンポスト設備の導入支援	助成率1/2、助成限度額100万円
食品廃棄物のリサイクル支援	助成率1/2、助成限度額100万円
小売ロス削減を目的とした事業者提案に対する支援	助成率1/2、助成限度額250万円

④ プラ製容器包装等・再資源化支援事業(東京都補助事業)

都内の家庭から排出される廃プラスチックの焼却量を削減し、プラスチックの持続可能な利用の促進を図るため、区市町村が実施する全てのプラスチック製容器包装の分別収集及びプラスチック使用製品の分別収集について、その経費の一部を助成する。

(事業期間:令和2~8年度「補助金の交付は令和9年度まで」)

区分	概要
スタートアップ支援(準備事業)	助成率 1 / 2、助成限度額 5 0 0 万円
スタートアップ支援 (分別収集の実施事業)	事業開始月から数えて1年間:助成率1/2 事業開始月から数えて2年目から3年目未満までの間:助成率1/3 事業開始月から数えて3年目から4年目未満までの間:助成率1/4
レベルアップ支援	助成率1/2、助成限度額1,000万円

⑤ 3 R アドバイザーによる事業系廃棄物の3 R 推進(委託元 東京都)

都内大規模オフィスビル等から排出される廃プラスチックの焼却量を削減し、廃プラスチックをはじめとする事業系廃棄物の3Rの促進を図ることを目的に、区市町村と連携し、廃棄物に関する知見を有する3Rアドバイザーによる的確な助言を実施する。

また、オンライン相談の実施や自己診断ツールの作成など、ICTを活用したアドバイスにより事業者の行動変容を支援していく。

年間計画	3 R アドバイザー業務(事業所訪問)	100件
	3 Rアドバイザー業務(オンライン相談)	30件
	アフターフォロー業務	100件
	3Rの普及促進 (講習会)	20件

⑥ 資源循環・廃棄物処理のDX推進事業(東京都補助事業)

産業廃棄物処理業者が行うDXを活用したサーキュラーエコノミーに資する事業構築に対する取組を支援する。

(事業期間:令和6~7年度「助成金の交付は令和9年度まで」)

区分	概要
DXを活用したサーキュラーエコノ ミーに貢献する新たな事業構築の取 組	助成率2/3
	助成限度額
	事業期間が12か月以下の場合:1,000万円
	事業期間が13か月以上24か月以下の場合:2,000万円

⑦ サーキュラー・エコノミーへの移行推進(東京都補助事業)

サーキュラーエコノミーへの早期移行を目的として、革新的な技術・サービスの普及・定着に取り組む事業者への支援を実施する。

(事業期間:令和6~8年度「助成金の交付は令和11年度まで」)

区分	概要
	事業開始月から数えて1年間:助成率1/2、助成限度額4,5
	00万円
2 R ビジネス又は水平リサイクルに	事業開始月から数えて2年目から3年目未満までの間:助成率の
関する事業	1/3、助成限度額3,000万円
	事業開始月から数えて3年目から4年未満までの間:助成率の1
	/4、助成限度額2,250万円

⑧ 外食ロス削減推進事業【新規】 (委託元 東京都)

都内食品ロスの約4割を占める外食産業での食品ロス削減の取組を強化するため、外食ロス削減総合対策テキスト等を作成し、業界団体や自治体等と連携した講習会を開催する。

年間計画 講習会の実施 5件

⑨ 高度再資源化設備導入促進事業【新規】(東京都補助事業)

令和6年5月に成立した「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」に基づき、資源循環産業の発展を目指すことを目的とし、高度リサイクルへの転換を図る処理業者に対して、廃プラスチック類等の設備導入に係る助成を行う。

(事業期間:令和7~12年度「助成金の交付は令和13年度まで」)

区分	概要
プラスチックリサイクル設備	助成率1/4、助成限度額5,000万円/件
太陽光パネルリサイクル設備	助成率1/4、助成限度額4,000万円/件
破砕・選別設備(金属)	助成率1/4、助成限度額7,500万円/件

(2) 資源循環等に係る海外諸都市への技術支援等(委託元 東京都)

資源循環に係る諸問題を解決することを通して地球環境保全に貢献するため、海外諸都市と 連携し、都内施設見学の受入、セミナー、都市間交流等を実施する。

(3) 中防内側諸事業

中央防波堤内側埋立地における、中間処理施設等の廃棄物処理を安全かつ安定的に行うことを目的として、廃棄物の受付及び環境保全対策等の業務を実施する。

区分	概要
廃棄物の受入等業務	①廃棄物の受付業務及び処理手数料の徴収等業務
	②運搬車両の誘導及び搬入物の確認・調査・指導等業務
	①中防不燃汚水雨水収集及び槽清掃作業
中防処理施設内汚水収	②中央防波堤内側埋立地管渠等清掃作業
集及び槽、管渠清掃作業	③粗大ごみ破砕処理汚水槽清掃作業
	④灰溶融施設構内及び管渠等清掃作業
粗大ごみ等破砕ごみの 積込等業務	①破砕ごみ積込運搬・管理誘導業務
	②破砕ごみ整理等業務
	③破砕ごみ内の金属(鉄・非鉄)選別業務
粗大ごみ等一時保管に	①中防不燃ごみ処理センターにおける粗大ごみの整理、適正管理及び積込業務
係る運搬管理業務	②粗大施設受け入れヤードと中防不燃ごみ処理センター間等の粗大ごみの搬送業務

(4) 不燃ごみ処理センター運転管理事業

中防及び京浜島不燃ごみ処理センターの2施設において、23区で唯一の最終処分場の延命 化のため、東京23区内の一般家庭等から排出された不燃ごみを適正に処理するとともに、鉄・ アルミを回収して資源物を可能な限りリサイクルする業務を実施する。

年間計画 搬入量(中防不燃ごみ処理センター) 28,742トン 搬入量(京浜島不燃ごみ処理センター) 21,165トン

(5) 管路収集輸送施設運転管理等事業

臨海副都心地域(青海・台場・有明)の集合住宅等から排出される廃棄物を処理するため、 管路収集輸送施設の運転管理業務を実施する。

また、各建物に設置されている、ごみ貯留ドラム等の利用者設備の保守点検業務を、各建物 管理者等から受託し、実施する。

年間計画 管路収集輸送施設の運転管理業務(作業日数)

365日

管路輸送施設利用者設備保守点検業務(ごみ貯留ドラム数) 67基

(6) 環境関連施設の見学事業

東京都廃棄物埋立処分場の延命化やごみの減量等に向け、都民や小学生を対象とした埋立処 分場及び廃棄物処理施設の見学案内業務を実施する。

年間計画 中防埋立処分場見学案内

1,300件

スーパーエコタウン事業施設見学会

11回

海と陸からの見学会

 $7 \square$

清掃工場 • 埋立処分場見学会

8回

サマースクーリング親子で見学会等

20回

食品ロス等考える見学会

6回

(7) 産業廃棄物適正処理講習会事業

① 産業廃棄物管理責任者講習会

東京都廃棄物条例で設置が義務付けられている産業廃棄物管理責任者を対象に、排出事業 者の責任に関する知識や理解を深め、適正処理等の意識向上を図ることを目的として、産業 廃棄物管理責任者講習会を実施する。

年間計画 産業廃棄物管理責任者講習会 4回

② 産業廃棄物処理業者向け講習会(委託元 東京都)

静脈産業の重要な担い手である産業廃棄物処理業者が産業廃棄物の適正処理、法令遵守は もとより、環境への配慮等の付加価値を兼ね備えることで持続可能な循環型社会の実現を図 ることを目的として、産業廃棄物処理業者向け講習会を実施する。

年間計画 産業廃棄物処理業者向け講習会(動画配信)

1回×20週

③ 産業廃棄物処理業新入社員向けスタートアップ研修会

産業廃棄物処理業界の将来を担う人材の育成を図り、産業廃棄物の適正処理の更なる推進 を目指すことを目的として、業界の新入社員を対象に、スタートアップ研修会を実施する。

(8) TOKYO海ごみゼロアクションに係る普及啓発(委託元 東京都)

東京の海に新たなプラスチックごみを流出させないよう、東京の海ごみ問題を「見える化」 して、都民に広く啓発するとともに、区市町村、NPO等と連携し、海ごみや河川ごみの清掃 活動への参加に繋げる「TOKYO海ごみゼロアクション」を実施する。

年間計画 清掃体験プログラムイベントの実施等 4回

(9) 廃棄物処理施設等技術支援事業

廃棄物処理施設の建設や維持管理、施設の整備計画に伴う基礎調査・基本設計等の技術支援 業務について、市町村等から受注し、実施する。

年間計画 ごみ処理施設建設及び維持管理に関する技術支援業務 16件

(10) 産業廃棄物処理業者優良性基準適合認定制度事業

「東京における産業廃棄物処理業者の適正処理・資源化の取組に係る優良性基準適合認定制度」の第三者評価機関として、評価認定業務を厳正かつ公正に実施し、都が定める優良性基準に適合する産業廃棄物処理業者を認定するとともに、排出事業者に対して情報提供を行う。

年間計画 産廃エキスパート

38件(新規 3件、更新 35件)

産廃プロフェッショナル 22件(新規 3件、更新 19件)

また、都が実施する使用済住宅用太陽光パネルリサイクル促進事業に当たり、使用済住宅用 太陽光パネルをリサイクルする産業廃棄物中間処理業者について、都の基準に従い必要な調査 を行い、その結果を都に報告する。

さらに、太陽光パネルの収集運搬業者について、まとまった数量を一括運搬し、環境負荷の 低減に寄与することを目的として、積替保管場所の整備に係る経費の一部を助成する。

(事業期間:令和7~12年度「助成金の交付は令和13年度まで」)

区分	概要
太陽光パネル(積替保管)	助成率1/2、助成限度額200万円/件

(11) 微量PCB廃棄物処理支援事業(東京都補助事業)

有害物質である微量PCB廃棄物の処理促進を目的として、都内中小企業者から発生した微量PCBを含む廃絶縁油等の処理や微量PCBを含むおそれのある絶縁油の濃度分析を実施する者に対して、経費の一部を助成する。

(事業期間:令和3~7年度「助成金の交付は令和8年度まで」)

区分	概要		
微量PCB分析	助成率1/2、助成限度額1.25万円/台		
	助成率1/2		
	助成限度額(微量PCB絶縁油が封入された電気機器を処理する場合)		
	45万円/台(電源容量75kVA以上)		
微量PCB廃絶縁油等の処理	35万円/台(電源容量30kVA超75kVA未満)		
	25万円/台(電源容量30kVA以下)		
	※ドラム缶等容器に保管している絶縁油や抜き取った絶縁油を処理する		
	場合は、合計油量による助成限度額がある。		

(12) 医療廃棄物適正処理推進事業

① 医師会・医療廃棄物適正処理推進事業

公益社団法人東京都医師会と共同で都内診療所等から排出される医療廃棄物について、排 出から最終処分までを電子マニフェスト等によって追跡管理し、その処理状況を排出事業者 へ報告する。

年間計画 参加医療機関 1,050件

② 病院・医療廃棄物適正処理推進事業

都内大規模病院等から排出される医療廃棄物について、排出から最終処分までを電子マニフェスト等によって追跡管理し、その処理状況を排出事業者へ報告する。

年間計画 参加病院 60件

(13) 中防外側諸事業(委託元 東京都)

東京都廃棄物埋立処分場における廃棄物処理を安全かつ安定的に行うことを目的として、廃棄物の受入、埋立作業及び環境保全対策等の業務を実施する。

区分	概要	
埋立作業計画の作成業務	①埋立作業計画の作成	
生立[F未計画]0月F)以未伤	②廃棄物搬入量の集計	
 一般廃棄物の受入業務	①焼却残灰等の搬入者確認	
	②搬入車両の誘導及び指導	
	①廃棄物搬入者の確認	
産業廃棄物の受入業務	②廃棄物の内容確認及び指導等	
连未完果初の文八未伤 	③搬入の受付、処理手数料の徴収等	
	④廃棄物搬入車両の誘導	
都市施設廃棄物の受入業務	①廃棄物搬入者の確認	
御川旭政廃来物の支入耒務	②廃棄物の内容確認及び指導等	
	①廃棄物搬入者の確認	
廃石綿受入業務	②廃棄物の内容確認及び指導等	
	③廃棄物搬入車両の誘導	
	①廃棄物の敷き均し転圧作業	
	②処分場内の中間覆土作業	
廃棄物埋立作業	 ③処分場内の堀削、整地、搬入路・踊り場の造成作業	
	④埋立作業現場の散水作業	
産業廃棄物の分析業務	①産業廃棄物(汚泥、燃え殻、ばいじん、鉱さい)の分析	
	①防火・警備の場内パトロール	
	 ②埋立作業時間帯外の埋立処分場関連施設等の警備	
防火及び埋立処分場内警備等業務	③開場時間帯内の処分場への進入車両の監視	
	④災害等発生時の初期対応、緊急連絡	
	①処分場内の幹線・周回道路等の清掃・飛散ごみの収集作業	
飛散ごみ対策等環境保全作業	②洗車場側溝等の清掃、ドロ落とし施設の汚水収集・清掃作業	
	③残灰等のごみ飛散防止の散水作業	
He I walle	①処分場内の搬入道路・周回道路等の散水作業	
散水作業	②廃棄物空け場等の巡回による散水作業	
	①処分場内緑化状況調査	
	②除草	
場内緑化整備等	③植樹及び管理	
	④埋立処分場自生木移植及び管理	
	⑤植樹散水・薬剤散布	
	①車両故障修理	
	②各種定期点検	
III L. (f. NIK. III days fefe	③車両整備	
埋立作業用車両等の整備	④安全運転旗等製作・設置	
	⑤労働安全規則に基づく特殊車両(クレーン車等)の定期検査	
	⑥パンク修理、タイヤ交換	
目幼苗【耳科目幼苗【北地田】	①処分場内における覆土材の運搬作業等	
最終覆土及び最終覆土作業用仮設道		
路造成等作業		
	②処分場内の覆土作業及び整地・整形作業 ③覆土用道路の造成及び処分場内搬入路の整地・整形作業	

(14) 浄化槽法定検査事業

浄化槽法の指定検査機関として浄化槽法第7条及び第11条に基づく法定検査を実施すると ともに、必要に応じて、管理者に対して改善策等の助言を行う。

年間計画 浄化槽法第7条検査

140件

浄化槽法第11条検査 5,000件

(15) 河川環境保全事業(委託元 東京都)

河川における衛生的環境の確保と美観の保持を図ることを目的に、都の代表的な河川である 隅田川や神田川等29河川の浮遊ごみ等回収処理作業及び河川清掃に使用する船舶、分室等の 保守管理業務を実施する。

年間計画 対象河川 2

29本

作業距離 109キロメートル

(16) 清掃工場計器保全事業

特別区の清掃工場や民間企業等が所管する施設に設置されている排ガス分析計等の保守点検業務を実施する。

年間計画 点検基数 8,723基

(17) 施設搬入不適物調査事業

特別区の各清掃工場及び不燃ごみ処理センターの安定稼働を目的として、車両により搬入される一般廃棄物の不適物の検査業務を実施する。

年間計画 作業日数 年間314日

3 生物多様性の保全等に係る支援等に関する事業

- (1) 自然環境の保全等事業(委託元 東京都)
 - ① 里山へGO!の運営
 - ア 保全地域体験プログラムの運営

都民に緑地保全活動の良さを体感してもらい、新たなボランティア人材の掘り起こし と定着を図るため、保全活動未経験者でも参加しやすい体験プログラムを実施する。

年間計画 保全地域体験プログラム 45回

イ Webサイトの運営

Webサイト「里山へGO!」の運営を通じて、森林・緑地保全活動希望者と活動場所及び保全地域活動団体とのマッチングを図り、ニーズとレベルに応じた活動情報を提供する。

また、自治体等が主催する都民等を対象としたイベントに出展し、里山へGO!等の広報を行う。

年間計画 イベント出展 7回

② 東京グリーンシップ・アクション、東京グリーン・キャンパス・プログラムの運営 保全地域の良好な自然環境を維持するとともに、幅広い層の都民に自然環境への関心を高めてもらうため、企業、大学、NPO等の多様な主体と連携して、東京グリーンシップ・アクション及び東京グリーン・キャンパス・プログラムを実施する。

年間計画 東京グリーンシップ・アクション 60回 東京グリーン・キャンパス・プログラム 1大学程度

③ 保全地域サポーター運営業務

自然体験活動のリピーター等を対象に保全地域サポーター認定希望者を募集し、講習を行う。

また、都が認定した「保全地域サポーター」を対象とした、保全地域におけるボランティア活動機会を提供することにより、保全地域活動団体の支援を行う。

 年間計画 保全地域サポーター認定講習 1回

 保全地域サポーター活動 15回

④ 保全地域コーディネート業務

保全地域の価値・魅力の向上を図りつつ、生物多様性の拠点として機能させるため、自然環境調査により各保全地域の現状及び特徴を捉え、生物多様性保全に係る専門家からの助言、指導を得ながら、活動団体など各主体との合意形成を図り、保全・活用に向けた目標設定、作業選定及び役割分担の整理、改善提案を行う。

年間計画 コーディネート対象地域 15地域

- ⑤ 保全地域活用フィールドの管理等業務 保全地域において、以下の管理業務を実施する。
 - 支障木・危険木等の伐採及び剪定
 - 雑木林の萌芽更新や下草刈り、竹林管理
 - 保護柵や看板等の補修工事、案内板の設置
 - 希少動植物の生育状況や盗掘等被害状況の確認

- 保全活動団体への指導・助言、講習会の実施
- チェーンソー、杭及びロープ等保全活動に必要な資機材の貸与・支給
- ⑥ 保全地域林縁部の保全

保全地域の境界沿い及びその周辺に生育し、災害時には周囲の建築物・道路等へ被害を与える恐れのある樹木について、伐採・処分することで安全性の向上及び生物多様性の保全を図る。

年間計画 林縁部の植生管理 22地域

⑦ 保全地域におけるナラ枯れ被害木対応業務

ナラ枯れにより枯死した被害木を伐採し、保全地域を利用する都民及び周辺住民の安全を 確保するとともに、ナラ枯れ被害の拡大を防止するため、適正処理を実施する。

⑧ 保全地域におけるアライグマ捕獲等調査

保全地域におけるアライグマによる生態系被害の実態把握を行うとともに、被害の軽減を 目的とした捕獲を実施する。

年間計画 捕獲等調査 17地域

⑨ 保全地域における自然再生事業

保全地域において、人の手による維持管理(萌芽更新等)による好循環なサイクルにより、 多様な動植物が生息する自然環境を再生する。

年間計画 自然再生事業対象地域 4地域(うち伐採2地域)

⑩ 保全地域における希少種対策

保全地域において優先的に保全すべき希少種について、積極的な保護・増殖に向けた検討 及び取組、生育環境を保全するための植生管理や環境整備を実施する。

年間計画 希少種対策地域 3地域

① 保全地域における外来種対策

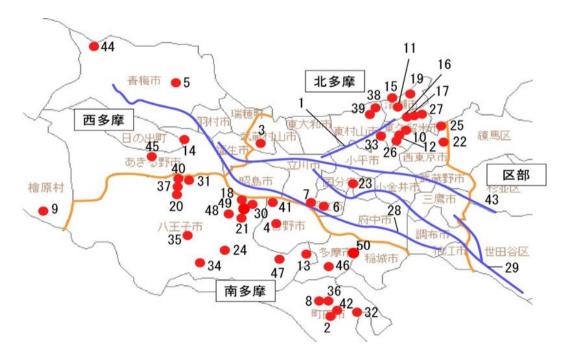
保全地域の多様な生態系の創出空間である湿地等において、他の在来植物の生育場所を脅かし、湿地の乾燥化の原因となる外来植物(キショウブ)を除去し、湿地本来の生態系の保全・回復を図る。

年間計画 外来種対策地域 2地域

② 保全地域の指定効果の見える化業務【新規】

都が保全地域の指定加速化に向けて実施する、緑地等が提供する効果の見える化(身近な 指標を定量化)について、環境科学研究所との連携を図り、調査研究等の業務を実施する。

(参考) 令和7年2月現在の保全地域の指定状況 50地域(約760ha)



(2) 生物多様性保全連携推進事業【新規】(委託元 東京都)

① 自然公園東京都サポートレンジャー講習の実施及び運営 自然公園の保護と適正な利用・管理の推進を図るために、多摩地域の東京都自然保護指導

員の業務を補佐する「東京都サポートレンジャー」認定講座の実施及び運営を行う。

年間計画 自然公園サポートレンジャー認定講座 1回

② 緑のボランティア指導者育成講座の実施及び運営

自然観察や緑地保全活動など、緑のボランティア活動でスキルアップやリーダーを目指す 方に向けて、技術や指導法を学べる緑のボランティア指導者育成講座の実施及び運営を行う。

年間計画 緑のボランティア指導者育成講座(基礎講習) 1回

③ 多様な自然を知る参加型プログラムの実施及び運営

自然と触れ合う機会が少ない子供たちが、日常生活の中で身近に自然を感じることができる機会を増やし、東京の生物多様性の理解と関心を深めていくため、小学生の親子等を対象とした多様な自然を知る参加型プログラムの実施及び運営を行う。

年間計画 参加型プログラム「Tokyo Nature Class」 6回

④ 生物多様性の普及啓発に向けた情報発信等業務

東京都生物多様性推進センターにおける情報発信基盤として、生物多様性に関する各種情報を一元化し、ワンストップで広く都民に提供するとともに、関係者間のマッチング等の機能を導入するなどの総合的なポータルサイトを新たに構築し、効果的な普及啓発等を展開する。

4 大気、水質等環境の改善に係る支援等に関する事業

- (1) 大気·水質等環境改善事業(東京都補助事業)
 - ① Clear Sky実現に向けた大気環境改善促進事業

PM2.5・光化学オキシダントの低減に向け、事業者や都民のVOC等対策への自主的な取組を促すため、対策の必要性や取組等の普及啓発を行い、大気環境改善の機運を醸成する。

② フロンガス排出抑止普及啓発事業

都内においてフロンガスの大気への排出を抑止するため、都民や事業者に対し、フロンガスの温暖化特性や充填された機器の処分時の取扱方法などについて、普及啓発を行い、社会全体の機運を醸成する。

③ PFOS等含有泡消火薬剤の転換促進事業

都内の民間事業者等を対象として、PFOS非含有消火薬剤への交換・撤去に係る経費の一部を助成する。

(事業期間:令和7年度「助成金の交付は令和8年度まで」)

④ 省エネ型VOC排出削減設備導入促進事業

石油製品の値上がりへの対応や脱炭素の取組を強化するとともに、大気環境の更なる改善のため、光化学スモッグの原因のひとつであり石油系原材料の削減等に寄与できるVOC (揮発性有機化合物)対策設備やVOC削減装置付省エネ型空調・換気設備の導入に係る経費の一部を助成する。

(事業期間:令和4~7年度「助成金の交付は令和8年度まで」)

5 環境に係る調査研究・技術開発等に関する事業

(1) 環境調査研究・技術支援事業 (委託元 東京都)

都における大気、水質、資源循環、自然環境、気候変動、エネルギー等の研究などを幅広く 実施し、研究発表会等により研究成果を発信し、広く都民等へ知見の提供を行う。

① 調査研究

都の環境施策の展開に必要な科学的知見の提供を目的として、環境の改善・向上に資する 幅広い調査研究業務等を実施する。

調査研究	事業期間
都有施設のゼロエミッションビル化に向けた調査研究	令和5~7年度
脱炭素化に向けた中小規模事業所対策の調査研究	令和7~9年度
都市部における生ごみなどバイオマス系資源の焼却に頼らない循環利用に関する 研究	令和7~9年度
熱分解GC/MSによるプラスチックの分析に関する研究	令和5~7年度
使い捨てプラスチックの削減による環境負荷低減の検証に関する研究	令和5~7年度
東京湾沿岸域における底層環境改善に関する研究	令和4~8年度
都内河川における衛生指標細菌の発生源の推定に関する研究	令和6~8年度
水素エネルギーの実装化に向けた調査研究	令和6~8年度
東京における地下水の実態把握に関する研究	令和7~9年度
自動車環境対策の総合的な取組に関する研究	令和6~8年度
微小粒子状物質の濃度低減等に関する研究	令和5~7年度
高濃度光化学オキシダントの低減対策に関する研究	令和7~9年度
有害化学物質によるリスク評価及びその危機管理に関する研究	令和5~7年度

(包括委託仕様書順)

② 環境技術支援等

都の環境施策の推進に必要な科学的知見・専門的技術等を提供し、環境施策の実施における信頼性の確保や環境の改善・向上に資する環境技術支援等業務を実施する。

9	1111/1.	KENFER (KUNDO) OF PILICE / OKOLONIO (KUNDO)
j	環境	技術支援等
		自動車排出ガス測定体制の整備
	3	ダイオキシン類の土壌地下水汚染に対する調査・対策に関する技術支援
		自然由来等土壌の合理的な処理促進に関する技術支援
	2	分析精度管理等
		分析の精度管理等
		低沸点炭化水素類の測定及びVOC簡易測定機による測定結果のクロスチェック
		光化学オキシダント自動測定の精度管理
	1	・
	[国際環境協力に関する技術支援
		フロン類の大気中濃度把握に関する技術支援
	Ĩ	環境汚染事故発生時等における緊急的対応

③ 特別研究

野生動植物保護に関する効果的な保護方策の検討や、東京の生物多様性の保全・回復に向けた施策を実践するため、都内における野生動植物相の把握、種の減少要因に関する解明等に資する調査研究業務を実施する。

(事業期間:令和6~8年度)

(2) 外部資金導入研究事業

環境施策の推進や効果の実証を目的として、公的機関等からの外部資金を導入した研究を 促進することにより、研究のレベルの向上と研究成果の一層の活用を図る。

年間計画 研究数 11件

(3) 自主研究事業

① 萌芽研究 · 先行的研究

公社における研究体制の更なる充実と研究の質的向上を図ることを目的として、研究員の 独創的なアイデアにより知見を集積する研究や公社事業に資する実践的な研究等を実施す る。

年間計画萌芽研究2件先行的研究8件

② 持続可能かつレジリエントな都市構築に資する気候変動対策に関する研究(プロジェクト研究)

気候変動の要因や影響を与えるエネルギー、自然、環境リスク分野などの横断的・総合的 な調査研究を進め、将来的に都の環境施策に貢献していく研究を実施する。

年間計画 プロジェクト研究 2件

(4) 気候変動適応促進事業

都内における気候変動適応に関する取組を促進するため、気候変動適応法及び東京都気候変動適応計画に基づき、他の研究機関等と連携による知見も含め、気候変動の影響や適応に関する情報の収集、整理、分析等を実施し、東京都と連携して区市町村や都民等に広く情報を発信する。また、東京2025世界陸上競技選手権大会のマラソン競技において、観客の熱中症予防に資する沿道の暑さ対策を実施する。

年間計画 研究所ニュース等による活動紹介 2回

PRイベント 4回

活動事例紹介セミナー開催 1回

6 環境に係る広報、普及啓発及び支援等に関する事業

(1) 区市町村との連携による環境政策加速化事業(東京都補助事業)

東京都環境基本計画の2030年目標の達成に向けて、東京全体の環境政策の一層の推進を 目的とし、東京都と連携し広域的な環境課題に取り組む区市町村等に対し助成を実施する。

(事業期間:令和6~8年度「助成金の交付は令和8年度まで」)

【将来性ある先進的事業】

区分	概要	
助成対象	先進性が高く、将来的に都内外の区市町村へ拡がることが見込まれる有望な事業	
助成額	助成率10/10、助成限度額3,000万円/事業	

【一般的対策事業】

区分	概要
	環境課題の解決に向けた計画策定支援事業
	地域と連携した省エネ・再エネ普及促進事業
	家庭の省エネ・再エネ促進事業
	地球温暖化対策報告書制度を活用した中小規模事業所の脱炭素化支援事業
	自動車利用の抑制推進事業
	島しょ地域におけるZEV普及促進事業
	水素エネルギー普及拡大ムーブメント推進事業
	プラスチックの持続可能な利用推進事業
	食品ロス・リサイクル対策推進事業
助成対象	廃棄物の3R推進事業
(事業メニュー)	フロン排出削減対策支援事業
	熱中症・ヒートアイランド対策推進事業
	生物多様性保全のための生物基礎情報調査事業
	希少な野生動植物の保全と外来種対策事業
	地域の生態系や多様な生きものの生息・生育環境の保全事業
	生物多様性に配慮・貢献する行動変容促進事業
	アスベスト飛散防止対策の推進事業
	環境と健康に優しい低VOC塗装等の普及促進事業
	廃棄物の適正処理推進事業
	環境学習を通じた環境人材育成事業
助成額	助成率1/2 (事業により助成限度額あり)

(2) 環境学習事業(東京都補助事業)

次世代を担う子供たちへの環境教育の充実・強化を行うため、「小学校教員向け環境教育研修会」を実施するとともに、都民が環境について学べる機会を積極的に提供するため、「都民を対象としたテーマ別環境学習講座」を実施する。

さらに、教育機関と連携し、小学校向け出前授業を都内小学校に展開するとともに、新たな

環境学習コンテンツの制作を行う。

年間計画 小学校教員向け環境教育研修会 5回

都民を対象としたテーマ別環境学習講座 4回

小学校向け出前授業 6回

(3) TOKYO-ecosteps

持続可能な社会の実現に向け、都民一人ひとりの自発的行動を後押しするため、都民参加型のエコアクションプログラム「TOKYO-ecosteps」において、登録者に対し、公社及び各団体が運営する施設情報やイベントの配信等を実施する。

(4) 液化石油ガス保安に関する普及啓発事業 (東京都補助事業)

液化石油ガス機器等の保守点検時の事故等について、国が掲げる2030年の死亡事故ゼロの実現に向け、東京都と東京都LPガス協会と連携し、関連機器の適切な取扱いに関する安全講習会の開催等の普及啓発を実施する。

(5) グローバルサウスのGX促進プロジェクト【新規】 (東京都補助事業)

グローバルサウスの脱炭素化に貢献し、都内企業の成長とともに、東京のさらなる脱炭素化などを後押しするため、東京の企業が持つ優れたGX関連の技術やビジネスモデルを、グローバルサウス諸国に向け、海外に展開する。

(事業期間:令和7~9年度)

区分	概要		
現地企業との共同事業経	助成率1/2 (中小企業・スタートアップの一部経費は2/3)		
費等	助成限度額 3 億円 ※支援規模 3 0 社		

7 公益目的事業の推進に資する事業

(1) 社有地の利活用事業

水素社会の実現に向けたインフラ整備を図ることを目的として、運営事業者のENEOSとの事業用地賃貸借契約期間に基づき、江東区潮見の事業用地の一部を都内初のガソリンスタンド併設型水素ステーションとして貸出を行う。

Ⅲ 予算概要

1 事業別収支の概要

(単位:千円)

事業	経常収益	経常費用	他会計 振替額	増減
公益目的事業	16,235,245	16,685,114	8,718	▲ 441,151
1 地球温暖化防止活動事業	8,073,960	8,325,285	0	▲ 251,325
2 資源循環利用·廃棄物適正処理等事業	5,081,003	5,102,853	8,718	▲ 13,132
3 生物多様性の保全等事業	1,415,000	1,426,396	0	▲ 11,396
4 大気・水質等環境の改善事業	113,573	123,789	0	▲ 10,216
5 環境調査研究事業	1,113,835	1,157,583	0	▲ 43,748
6 広報普及等事業	437,874	549,208	0	▲ 111,334
収益事業	30,000	12,534	▲ 8,718	8,748
7 公益目的事業の推進に資する事業	30,000	12,534	▲ 8,718	8,748
法人会計	3,072	40,276	0	▲ 37,204
法人会計(管理運営)	3,072	40,276	0	▲ 37,204
総合計	16,268,317	16,737,924	0	▲ 469,607

2 正味財産増減の概要

(単位:千円)

			(単位:千円)
項目		項目	金額
公益目的		経常収益	16,235,245
		経常費用	16,685,114
	公益目的	当期経常増減額	▲ 449,869
	事業会計	当期経常外増減額	0
		他会計振替額	8,718
		税引前当期一般正味財産増減額	▲ 441,151
		経常収益	30,000
		経常費用	12,534
	収益事業	当期経常増減額	17,466
	会計	当期経常外増減額	0
		他会計振替額	▲ 8,718
		税引前当期一般正味財産増減額	8,748
一般正味財産		経常収益	3,072
増減の部		経常費用	40,276
	法人会計	当期経常増減額	▲ 37,204
		他会計振替額	0
		税引前当期一般正味財産増減額	▲ 37,204
		経常収益	16,268,317
		経常費用	16,737,924
	合計	当期経常増減額	▲ 469,607
		当期経常外増減額	0
	税引前当期一般正味財産増減額	▲ 469,607	
		法人税等	320
	当期一般正味財産増減額	▲ 469,927	
		一般正味財産期首残高	5,230,471
		一般正味財産期末残高	4,760,544
		当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産増	減の部	指定正味財産期首残高	356,000
		指定正味財産期末残高	356,000
正味財産期末残	高		5,116,544
-			•

Ⅳ 公社の機関

1 理事会

すべての理事をもって構成し、業務執行の決定、理事の職務の執行の監督、理事長及び常務 理事の選定及び解職、事業計画及び収支予算の承認のほか、法令や定款で定められた職務を行 う。

- (1) 理 事 長 法令及び定款の定めるところにより、法人を代表し、その業務を 執行する。
- (2)常務理事 法人の日常業務を掌理するとともに、理事長を補佐する。また、理事長に事故あるときは、その業務執行に係る職務を代行する。
- (3) 理 事 理事会を構成し、法令及び定款で定めるところにより、職務を執 行する。

2 評議員会

すべての評議員をもって構成し、公社の最高意思決定機関として、評議員の選任及び解任、 理事、監事及び会計監査人の選任及び解任、理事及び監事の報酬等の額、貸借対照表及び損益 計算書(正味財産増減計算書)の承認のほか、法令や定款で定められた事項を決議する。

3 監事

公社の業務及び財産の状況、並びに理事の職務執行を監査し、監査報告書を作成する。必要がある場合は、評議員会・理事会で報告する。

4 会計監査人

公社は、法令の定めるところにより、会計監査人を設置する。

会計監査人は、公社の貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書、財産目録並びにキャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告書を作成する。

5 理事会・評議員会の開催予定

【理事会】

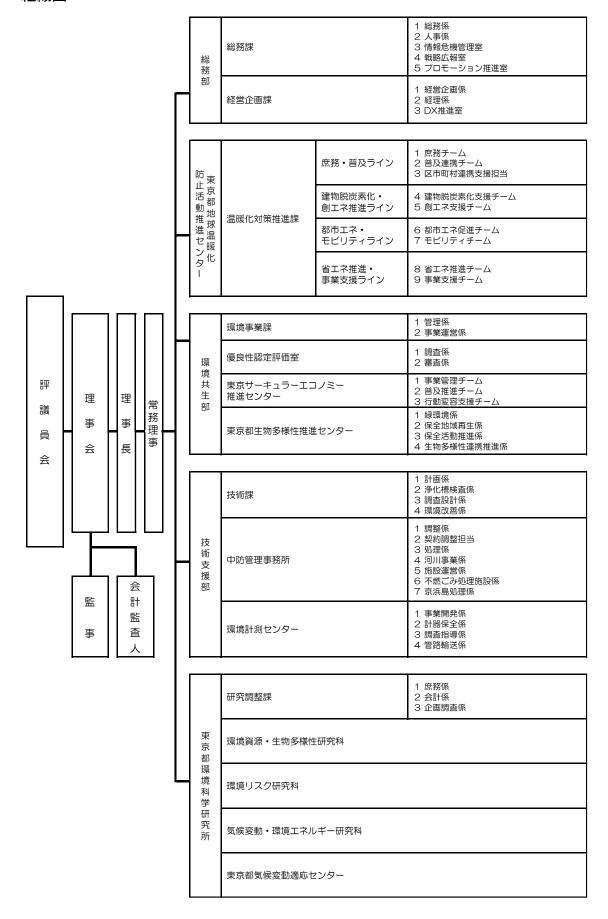
回数	付議事項	開催時期
第1回	令和6年度 事業報告・収支決算について	令和7年6月開催予定
第2回	令和8年度 事業計画・収支予算について	令和8年3月開催予定

【評議員会】

回数	付議事項	開催時期
第1回	令和6年度 収支決算について	令和7年6月開催予定

V 公社の組織

1 組織図



2 職員数

	(部 • 課)	《職 員 数》			
«		常勤	職員 (うち管理職)	非常勤職員	計
総務部		33	(5)	4	37
	総務課	20	(3)	2	22
	経営企画課	13	(2)	2	15
東京都地球温暖化防止活動推進センター		137	(5)	25	162
環境共生	環境共生部		(4)	16	76
	環境事業課	11	(2)	0	11
	優良性認定評価室	3	(0)	1	4
	東京サーキュラーエコノミー推進センター	19	(1)	2	21
	東京都生物多様性推進センター	27	(1)	13	40
技術支持	技術支援部		(5)	17	201
	技術課	24	(2)	4	28
	中防管理事務所	127	(2)	13	140
	環境計測センター	33	(1)	0	33
東京都理	東京都環境科学研究所		(8)	10	60
	研究調整課	11	(3)	4	15
	環境資源·生物多様性研究科	11	(1)	1	12
	環境リスク研究科	8	(1)	2	10
	気候変動・環境エネルギー研究科	16	(2)	3	19
	東京都気候変動適応センター	4	(1)	0	4
	職員数計	464	(27)	72	536

[※]職員数は、令和7年4月1日の予定人員である。

<参考> 公社の事業所等

(令和7年4月1日現在)

				<u>(令和7年4月1日現在)</u>
施 設 名	施設区分	所 在 地	敷地面積· 施設規模等	備考
本社	民間賃貸物件 借上げ	墨田区江東橋4-26-5 東京トラフィック錦糸町ビル 5・8階	床面積 1,741.62 ㎡	平成22年8月 開設
東京都環境科学研究所	都施設	江東区新砂1-7-5	敷地面積 7,281.91 ㎡	平成19年4月 移管
東京都地球温暖化 防止活動推進センター	民間賃貸物件 借上げ	新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル 10・17階	床面積 2,893.23 ㎡	平成20年4月 事業開始
ガソリンスタンド併設型 水素ステーション	土地賃貸	- 江東区潮見1-3-2	2,428.52 m²	平成27年9月 開始
水素情報館 東京スイソミル	公社施設	在來於例元132	959.59 m²	平成28年7月 開館
多摩分室 (自然環境保全·浄化槽検査)	都施設	立川市錦町4-6-3 東京都立川合同庁舎3階 多摩環境事務所内	床面積 約57.93 ㎡	平成27年4月 事業開始
東京都生物多様性推進センター	民間賃貸物件 借上げ	立川市曙町1-22-17 アーバンセンター立川4階	床面積 578.50 ㎡	令和6年4月 事業開始
東京都生物多様性推進センター 北多摩分室	民間賃貸物件 借上げ	東京都東久留米市神宝町1- 10-11	床面積 81.14 m ²	令和7年1月 開設
東京都廃棄物埋立処分場	都施設	江東区海の森三丁目地先	中央防波堤外側埋 立処分場 約3,140,000 ㎡	昭和53年4月
米尔仰廃来勿性立た刀物		江東区青海三丁目地先	新海面処分場 約4,800,000 ㎡	事業開始
中防不燃ごみ処理センター	一組施設	江東区海の森2-4-79	床面積 34,575 ㎡ 処理能力 48t/h×2系列	昭和61年10月 事業開始
京浜島不燃ごみ処理センター	一組施設	大田区京浜島3-7-1	床面積 41,679 ㎡ 処理能力 8t/h×4系列	平成8年11月 事業開始
ごみ管路収集輸送施設	一組施設	江東区有明2-3-10 有明清掃工場内	床面積 55.00 ㎡ 総管長 約16 km	平成7年12月 事業開始
潮見分室 (河川環境保全)	都施設	江東区潮見1-29-8	床面積 253.4 ㎡	昭和61年4月 事業開始
厩橋分室 (河川環境保全)	都施設	台東区蔵前2-15-2	床面積 383.6 ㎡	昭和61年4月 事業開始

[※]一組施設:東京二十三区清掃一部事務組合が所管する施設